

熊本県中小企業融資制度要項集

熊本県商工労働部
商工雇用創生局
商工振興金融課

目 次

《 熊本県中小企業融資制度の概要 》

《 熊本県中小企業融資制度要項・実施要領・様式 》

1 熊本県中小企業融資制度要項

- 別表1～5
- 別記第1～第9号様式

2 各資金要領

- 熊本県産業活性化資金（一般枠）実施要領
- 熊本県産業活性化資金（特別枠）実施要領
- 熊本県金融円滑化特別資金（一般枠）実施要領
- 熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）実施要領
- 熊本県金融円滑化特別資金（令和2年7月豪雨枠）実施要領
- 熊本県小規模事業者おうえん資金実施要領
- 熊本県創業者支援資金（一般枠）実施要領
- 熊本県創業者支援資金（再チャレンジ枠）実施要領
- 熊本県経営革新等支援資金実施要領
- 熊本県新事業展開支援資金実施要領
- 熊本県中小企業短期資金実施要領
- 熊本県事業承継者おうえん資金実施要領
- 熊本県経営改善資金（伴走支援型）実施要領
- 熊本県経営改善資金（事業再生型）実施要領
- くまもとゼロカーボン資金実施要領

《 参 考 》

中小企業信用保険法における中小企業者等の定義
保証協会の保証対象とならない業種
許認可の名義が相違する場合の取扱い
保証協会の保証を受けることができない方
事業計画実行状況等報告書（参考様式）
経営支援プログラム
セーフティネット保証制度の概要
熊本県歳計現金余裕金貸付規則
融資に関する最寄りの相談先（申込先）

■ お問い合わせ先：商工振興金融課金融班

TEL：096-333-2314 FAX：096-383-1854

■ 様式(Excel・Word)は、県庁ホームページからダウンロードできます

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>

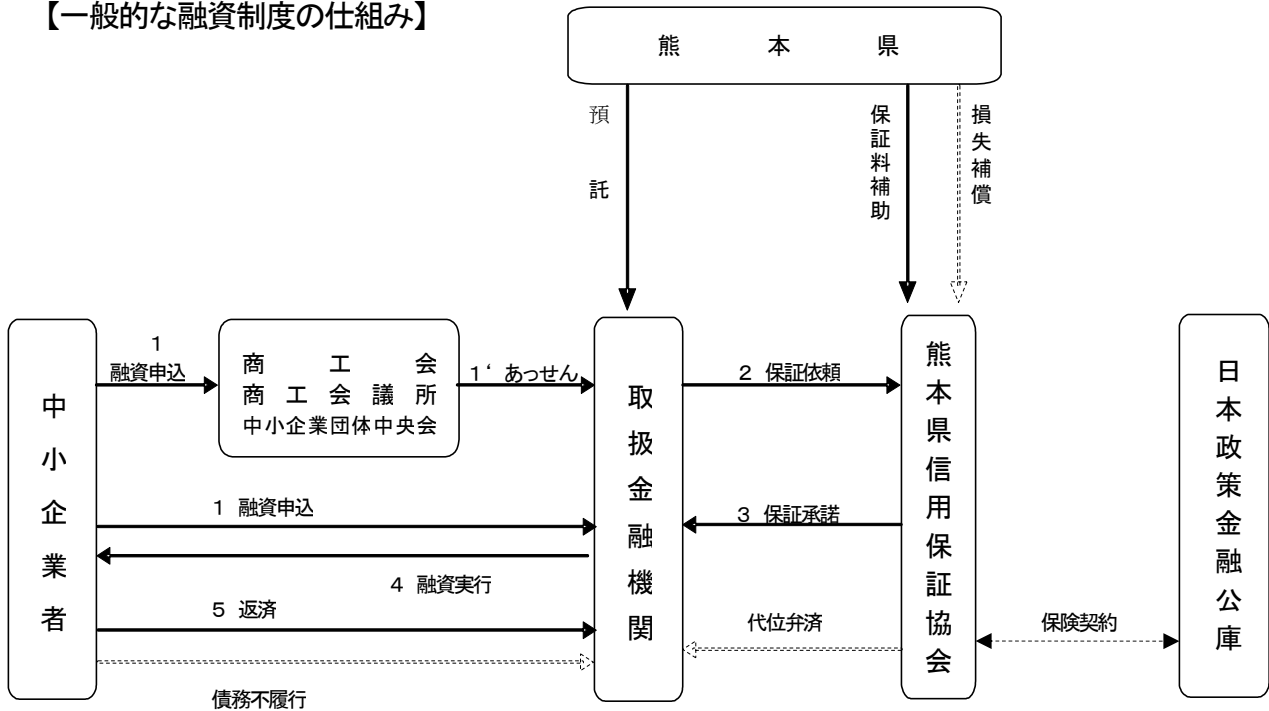
熊本県 制度融資

検索



熊本県中小企業融資制度の概要

【一般的な融資制度の仕組み】



【融資制度を利用できる方】

次の1～6のすべてを満たす方が融資対象者となります。

- 1 熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者、中小企業団体等であること。
- 2 県内で事業を営んでいること。
- 3 同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - (1) 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合
 - (2) 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金、熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合
 - (3) 事業承継前又は事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合
 - (4) 借入目的と同一事業を3月以上営んでいる者が新型コロナウイルス感染症に係る熊本県金融円滑化特別資金で融資を受ける場合
- 4 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- 5 信用保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。
- 6 納期が到来した県税について滞納がないこと。

【提出書類】

＜共通提出書類＞

提出書類	法人	個人
①熊本県中小企業融資制度申込書【6号様式】	○	○
②印鑑証明書(写)※令和3年4月以降の信用保証協会の利用が初めての場合のみ	○	○
③決算書(直近2期)	○	
④確定申告書(直近2年)		○
⑤すべての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)について未納がないことが証明された納税証明書(写)	○	○
⑥商業登記簿謄本(写) ※保証協会の利用が初めての場合	○	
⑦その他関係機関が必要とする書類	○	○

＜別途必要となる提出書類＞

提出条件	提出書類	法人	個人
①商工団体があつせんする場合	<input type="checkbox"/> 商工団体意見書【7号様式】	○	○
②保証協会の利用が初めての場合	<input type="checkbox"/> 市町村県民税	納税証明書 (直近2年)	○
		所得証明書 (直近2年)	
③許認可が必要な業種の場合	<input type="checkbox"/> 営業許可証	○	○
④決算期から6か月以上経過しており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 残高試算表	○	○
⑤出資の額又は資本の総額が中小企業信用保険法で定める金額を超え、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の90%を超えており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 従業員数を確認できる公的機関が発行する証明書	○	○
⑥関係機関が必要とする場合	<input type="checkbox"/> 資金繰表【8号様式】	○	○
	<input type="checkbox"/> 収支予定表【9号様式】	○	○
	<input type="checkbox"/> その他関係機関が必要とする書類	○	○
⑦経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合	<input type="checkbox"/> 商工会議所、商工会が作成した経営支援プログラムの事業計画書	○	○

※各資金で必要な提出書類についてはp. 22～p. 99参照。

熊本県中小企業融資制度要項

平成21年3月31日

告示第304号

(目的)

第1条 この要項は、県内中小企業者の金融の円滑化を図り、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(融資資金)

第3条 この要項に基づき融資する資金（以下「本資金」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1) 熊本県産業活性化資金
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金
- (3) 熊本県小規模事業者おうえん資金
- (4) 熊本県創業者支援資金
- (5) 熊本県経営革新等支援資金
- (6) 熊本県新事業展開支援資金
- (7) 熊本県中小企業短期資金
- (8) 熊本県事業承継者おうえん資金
- (9) 熊本県経営改善資金
- (10) くまもとゼロカーボン資金

2 前項各号の融資対象者、資金使途、融資限度額、融資条件等は別に定めるものとし、信用保証と申込先は、別表1のとおりとする。

3 第1項各号の取扱金融機関は別表2のとおりとする。

4 取扱金融機関が第1項に定める資金の取扱いを辞退しようとするときは、県に指定の取消申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

5 金融機関が第1項に定める資金の取扱いを希望するときは、県に取扱金融機関の指定申請書（別記第2号様式）を提出するものとし、県は、申請の内容を審査して、指定通知書（別記第3号様式）により取扱金融機関の指定を行うものとする。

6 取扱金融機関が次の事項に該当するときは、県と熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が協議し、県は、取扱金融機関の資金の取扱いを見直すことができるものとする。

- (1) 代位弁済率が著しく高い場合
- (2) 要項、法令等に反した取扱いを行った場合
- (3) 融資実績がない場合

(融資対象者)

第4条 融資対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。
- (2) 県内で事業を営んでいること。
- (3) 借入目的と同一事業を1年以上営んでいること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 創業前又は創業後1年未満の者が熊本県創業者支援資金で融資を受ける場合

イ 異業種展開前又は異業種展開後1年未満の者が熊本県新事業展開支援資金、熊本県経営革新等支援資金で融資を受ける場合

ウ 事業承継後1年未満の者が熊本県事業承継者おうえん資金で融資を受ける場合

エ 借入目的と同一事業を3月以上営んでいる者が令和2年新型コロナウイルス感染症に係る熊本県金融円滑化特別資金及び熊本県新型コロナウイルス経営改善資金で融資を受ける場合

- (4) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 保証協会に対して代位弁済による求償債務がないこと。
- (6) 納期が到来した県税について滞納がないこと。

(信用保証)

第5条 本資金のうち第3条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに規定する資金は保証協会の信用保証(以下「保証」という。)に付するものとし、同項第7号に規定する資金は取扱金融機関が必要と認める場合に限り、信用保証を付するものとする。

(融資申込)

第6条 本資金の融資を受けようとする者は、別に定める申込書及び提出書類(以下「申込書等」という。)を事業所所在地の商工会議所、商工会若しくは熊本県中小企業団体中央会(以下「商工団体」という。)又は取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項に定める申請書等は別表3のとおりとする。ただし、別の書類により要件及び内容の確認が可能な場合は、その書類に代えることができるものとする。

(融資のあっせん)

第7条 前条の申込書等を受理した商工団体は、速やかに調査を行い、調査の結果、融資を行うことが適当と認めるときは、別に定める商工団体意見書(以下「意見書」という。)を作成し、申込者に交付又は取扱金融機関に直接送付するものとする。

(取扱金融機関の審査)

第8条 第6条の申込書等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、申込書等に保証協会の求める書類を添えて保証協会に送付するものとする。

(保証協会の審査)

第9条 前条の書類等を受理した保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

(融資の実行)

第10条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(重複貸付の特認)

第11条 本資金の融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則(昭和34年熊本県規則第14号。以下「歳計現金余裕金貸付規則」という。)第8条ただし書きの規定により知事が必要と認められた者として、本資金の融資を重複して受けることができるものとする。

(借換え)

第12条 熊本県金融円滑化特別資金、熊本県事業承継者おうえん資金(熊本県事業承継者おうえん資金実施要領第1の(3)に定める融資対象者に限る)、熊本県資金繰り安定借換資金及び熊本県新型コロナウイルス経営改善資金については、別表4に定める資金の債務返済を目的として融資を受けることができる。

(貸付原資)

第13条 県は、本資金を運用するために、歳計現金の運用状況を勘案し、予算の範囲内で歳計現金余裕金貸付規則に基づき取扱金融機関に貸付け(以下「預託」という。)を行う。

2 前項による預託は熊本県公金管理に関する方針に基づき行うこととし、預託を受けた取扱金融機関は、貸付を受けた資金に別表5に定める以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項で定めるところにより融資を行うものとする。

3 取扱金融機関は、歳計現金余裕金貸付規則に定められた手続きをよく理解したうえで、県が別に定め

る期日（以下「期限」という。）までに、預託申込手続き等（以下「預託手続き」という。）を行わなければならない。なお、事前に県の承諾を得ずに、期限内に預託手続きが行われない場合は、県は、当該金融機関に対して預託を行わないことができるものとする。

（損失補償）

第14条 県は、この制度の実施のため、損失補償を行うことが必要と認める資金については、保証協会との間に損失補償契約を締結する。

（虚偽の申込みによる期限の利益の喪失）

第15条 取扱金融機関及び保証協会は、この要項に基づく融資について制度の利用者に関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要項に違反する事項があると認めたときは、当該利用者に対して期限の利益を喪失させて融資の返還を求めることができる。この場合において、融資の返還については、個々の事情に応じた措置を講じるものとする。

（歩積、両建等の禁止）

第16条 取扱金融機関は、この要項に基づく融資について歩積又は両建等の条件を付けてはならない。

（融資状況の報告）

第17条 保証協会及び取扱金融機関は、毎月10日までに、前月の融資状況報告書を県に提出しなければならない。

2 取扱金融機関の融資状況の報告については、融資状況報告書（別記第4号様式）により行うものとし、報告方法は、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれでもよいものとする。また、あらかじめ県の承認を得た場合は、任意の様式で報告することができるものとする。

3 保証協会の報告内容については、県と保証協会が協議して行うものとする。

（協議、調査等）

第18条 県は、この要項の適正かつ円滑な運営を図るため、取扱金融機関、保証協会及び商工団体と適宜協議するとともに、必要と認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。

（疑義照会）

第19条 要項及び当該実施要領に定めがない事項等取扱いに疑義が生じた場合は、関係機関は、疑義照会書（別記第5号様式）により照会することとし、県からの回答により取扱うものとする。

（経営支援プログラム）

第20条 取扱金融機関は、商工会議所及び商工会（商工会連合会を含む。）が行う熊本県小規模企業等経営支援基本方針に基づく経営支援プログラム実施企業として金利の優遇を受けた企業（以下「優遇企業」という。）を担当する会議所及び商工会（商工会連合会を含む。）の経営指導員に対して、優遇企業に係る経営支援プログラムの進捗状況の報告、優遇企業との面談日時の設定等を求めることができるものとする。

（雑則）

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

（熊本県産業活性化資金融資制度要項等の廃止）

2 下表に掲げる融資制度要項は、廃止する。

（1）熊本県産業活性化資金融資制度要項（平成17年熊本県告示第512号）

（2）熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成13年熊本県告示第326号）

（3）熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第786号）

（4）熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）

- (5) 熊本県新事業展開支援資金融資制度要項（平成16年熊本県告示第293号）
- (6) 熊本県経営サポート資金融資制度要項（平成19年熊本県告示第319号）
- (7) 熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和49年熊本県告示第499号の2）
（経過措置）

3 この要項の施行日前に、前項の要項による改正前の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の前日に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の前日に、この要項による改正前の熊本県中小企業融資制度要項の規定により貸付がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年1月10日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

資金名	信用保証	申込先		
		商工団体	取扱金融機関	産業支援財団
産業活性化資金	○	○	○	
金融円滑化特別資金	○	○	●	
小規模事業者おうえん資金	○	○	△	○
創業者支援資金	○	○	▲	
経営革新等支援資金	○	○	○	
新事業展開支援資金	○	○	○	
中小企業短期資金	★	○	○	
事業承継者おうえん資金	○	○	○	
経営改善資金	○	○	○	
くまもとゼロカーボン資金	○	○	○	

※ △＝熊本県信用組合のみ申込先となることできる。

●＝令和2年7月豪雨の影響を受けた場合（災害関係保証を用いる場合に限る）、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合（セーフティネット保証対応枠のセーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分））の申し込みに限り、取扱金融機関も申込先となることできる。

▲＝商工会議所法又は商工会法に定める商工業者以外で、会議所又は商工会で受けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることできる。

★＝保証を要件とはしないが、取扱金融機関が必要と認めるときは保証付きとすることもできる。

別表 2 (第3条関係)

取扱金融機関

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店（但し、金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠のセーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分））及び経営改善資金については本支店）

別表 3 (第6条関係)

(1) 共通提出書類

提出書類	法人	個人	備考
①熊本県中小企業融資制度申込書【別記第6号様式】	○	○	
②印鑑証明書（写）	○	○	令和3年4月以降の保証協会の利用が初めての場合
③決算書	○		直近2期
④確定申告書		○	直近2年
⑤すべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）について未納がないことが証明された納税証明書（写）	○	○	
⑥商業登記簿謄本（写）	○		保証協会の利用が初めての場合 ※2回目以降は、変更がある場合等必要に応じて提出を求める場合がある。
⑦その他関係機関が必要とする書類	○	○	

※NPO法人が申込人の場合は、「③決算書」を「③事業報告書、計算書類及び財産目録」に、「⑥商業登記簿謄本」を「⑥商業登記簿謄本、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」に読み替える。

※提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、証明書類は、融資申込の日から3か月前までに発行されたものでなければならない。

(2) 中小企業者により必要な提出書類

提出条件	提出書類			備考	
	法人	個人			
①商工団体があつせんする場合	<input type="checkbox"/> 商工団体意見書【別記第7号様式】		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合は、経営支援プログラムの事業計画書を添付すること。 以下の資金については、商工団体意見書は不要。 ・金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）のセーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分）
②保証協会の利用が初めての場合	<input type="checkbox"/> 市町村県民税	納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	直近2年
		所得証明書〔所得の内訳が分かるもの〕		<input type="radio"/>	直近2年
③許認可が必要な業種の場合	<input type="checkbox"/> 営業許可証		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
④決算期から6か月以上経過しており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 残高試算表		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	直近
⑤出資の額又は資本の総額が中小企業信用保険法で定める金額を超え、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の90%を超えており、関係機関が徴求する必要があると判断した場合	<input type="checkbox"/> 従業員数を確認できる公的機関が発行する証明書 〔労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)等〕		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑥関係機関が必要とする場合	<input type="checkbox"/> 資金繰表【別記第8号様式】		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	<input type="checkbox"/> 収支予定表【別記第9号様式】		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	<input type="checkbox"/> その他関係機関が必要とする書類		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑦経営支援プログラム実施企業として優遇措置を受ける場合(①の商工団体があつせんする場合を除く)	<input type="checkbox"/> 商工会議所、商工会が作成した経営支援プログラムの事業計画書(写、原本証明を要する)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※提出する書類及び証明書類は、申込口数ごとに提出するものとし、証明書類は、融資申込の日から3か月前までに発行されたものでなければならない。

別表4（第12条関係）

資金名	借換可能	借換不可
熊本県金融円滑化特別資金	熊本県中小企業融資制度要項で定める資金（取扱終了分も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県小規模事業者資金のうち無担保・無保証人による融資 ・熊本県小規模事業者おうえん資金（無担保・無保証人枠） ・熊本県中小企業短期資金 ・熊本県中小企業無担保クイック融資資金（くまもとファイト資金）のうち「ファイト2」に区分されるもの ・責任共有対象資金として融資を受けた資金の責任共有対象外となる資金への借換え
熊本県事業承継者おうえん資金	保証協会が債務の保証を行った融資	左記以外の融資
熊本県経営改善資金		

※その他資金については、同一資金でのみ借換可能。

別表5（第13条関係）

資金名	協調倍率	
	県	金融機関
小規模事業者おうえん資金、創業者支援資金	1.5	0.5
経営革新等支援資金・事業承継者おうえん資金・くまもとゼロカーボン資金	3	2
金融円滑化特別資金（下欄規定の同資金融資対象者を除く）・新事業展開支援資金	4	3
金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症分及び令和2年7月豪雨分）・経営改善資金	6	5
産業活性化資金	14	13
中小企業短期資金	20	19

年 月 日

熊本県知事

様

住 所

金融機関名

代表者名

印

熊本県中小企業融資制度取扱金融機関の指定の取消しについて(申請)

年 月 日をもって、熊本県中小企業融資制度の取扱金融機関の指定の取消しを申請します。

記

取扱いを止める理由

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
金融機関名
代 表 者 名

印

熊本県中小企業融資制度取扱金融機関の指定について(申請)

熊本県中小企業融資制度の取扱いを行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定申請理由

2 取扱店

①住所

②店名

年 月 日

（申請者） 様

熊本県知事

熊本県中小企業融資制度取扱金融機関の指定について(通知)

年 月 日で申請がありました標記のことについては、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定対象金融機関
- 2 指定年月日
年 月 日
- 3 事務処理方法
関係法令、熊本県中小企業融資制度要項、関係規則等に基づき事務処理を行う
- 4 その他
その他、事務処理にあたり生じた疑義事項については、熊本県、関係機関と協議して定めるものとする。

熊本県知事

様

金融機関名

熊本県中小企業短期資金 融資状況報告書

年度 月分の融資状況を次のとおり報告します。

（単位：千円）

区分	前月末残高 (A)	当月中貸出額 (B)	当月中償還額 (C)	当月末貸出残高 (A+B-C)	当月末までの 貸出累計 (当年度4月 からの累計)
件数				0	
金額				0	

年 月 日

熊本県商工振興金融課 あて

(FAX) 096-383-1854

機 関 名 : _____

疑 義 照 会 書

下記事項の取扱いについて疑義がありますので、照会します。

記

疑義項目	
疑義内容	

照 会 元	部 署 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号 () -	
	F A X () -	
	メ ー ル	

商 工 団 体 意 見 書

取扱金融機関の長
 熊本県信用保証協会会長 } 様

商号又は 名称(氏名)		意見書作成日	年 月 日
会員・非会員			
資金 選択の理由			
資金使途 及び 事業計画 に関する意見			
営業状況 及び 償還能力 に関する意見			
融資の適否 に関する 総合意見			
経営指導員の 関与について	これまでの経営支援	今後の経営支援	

※ 経営指導員が経営支援に関わっていない場合は、経営指導員の関与については記入不要。

※ 経営支援プログラム実施企業の場合は、□にチェックのうえ、経営支援プログラムの期間、担当経営指導員名をご記入ください。

経営支援プログラム実施企業

【 期 間 】 年 月 日 ~ 年 月 日

【 担当経営指導員氏名 】

上記意見を付してあつせんします。 商工会議所会頭 商工会会長 中小企業団体中央会会長	融資要件等内容を確認した経営指導員 氏 名
---	------------------------------

次の①又は②のいずれでも可（原本は、商工団体が保管）
 ① 商工団体 → 申込者に交付 → 金融機関 → 保証協会
 ② 商工団体 → 金融機関 → 保証協会

金融機関が申込先となる場合に記載

金融機関意見書

熊本県信用保証協会会長 様

商号又は 名称(氏名)		意見書作成日	年	月	日
資金 選択の理由					
資金使途 及び 事業計画 に関する意見					
営業状況 及び 償還能力 に関する意見					
融資の適否 に関する 総合意見					

上記のとおり意見書を提出します 金融機関名 支店長名	融資要件等内容を確認した担当者 氏 名
----------------------------------	------------------------

資 金 繰 表

（単位：千円）

／		／	／	／	／	／
		月実績	月予定	月予定	月予定	月予定
売上高						
仕入高（生産高）						
前月繰越 現金 (A) (受手) (イ)						
収 入	売上回収 現金 (受手)	()	()	()	()	()
	取立手形入金 (1)					
	前受金 現金 (受手)	()	()	()	()	()
	その他					
	収入計 現金 (B) (受手) (ロ)					
支 出	仕入支払 現金 (支手)	()	()	()	()	()
	支手決済 人件費					
	諸経費 現金 (支手)	()	()	()	()	()
	前渡金 現金 (支手)	()	()	()	()	()
	設備支払 現金 (支手)	()	()	()	()	()
	その他 定預・定積					
	支出計 現金 (C) (支手)					
	廻し手形 (2)					
差引現金過不足 (A)+(B)-(C)						
財 務 収 支	借入金返済 (運)					
	" (設)					
	借入金 (運)					
	" (設)					
	手形割引 (3) (割手落込)	()	()	()	()	()
翌月繰越金						

※受手現在高 = (イ) + (ロ) - (1) - (2) - (3)

収 支 予 定 表

（単位：千円）

	/ 期実績		/ 期実績		/ 期予定		/ 期予定		/ 期予定	
		%		%		%		%		%
売 上 高	()		()		()		()		()	
売 上 原 価										
売 上 総 利 益	()		()		()		()		()	
販 売 管 理 費										
営 業 利 益	()		()		()		()		()	
営 業 外 収 益										
営 業 外 費 用 （支払利息・割引料）	()		()		()		()		()	
経 常 利 益	()		()		()		()		()	
特 別 損 益										
法 人 税 等										
イ 当 期 純 利 益	()		()		()		()		()	
ロ 減 価 償 却										
① 返 済 財 源 （イ＋ロ）										
② 本 件 含 め た 借 入 返 済 額 （内設備分）	()		()		()		()		()	
③ 長 期 支 払 手 形										
財 源 余 力 （①－②－③）										
売上高・利益の 根拠、財源不足 の補てん方法等 （別紙記載も可）										

1 売上高は対前年比、その他は対売上高比を（ ）内に記入してください。

2 運股併用分は設備分に含めてください。

熊本県産業活性化資金（一般枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、次の(1)～(4)のいずれかを目的とする者とする。

- (1) 施設又は設備の近代化（店舗、工場等の新築又は改装、生活環境保全施設等の整備等）
- (2) ISO取得等による経営基盤の強化
- (3) 商品仕入等事業経営の安定化
- (4) 産学官連携による研究・開発

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、下表のとおりとする。

1 企業	設備資金	5,000万円	1 組合	設備資金	1億円
	運転資金	2,500万円		運転資金	5,000万円

（融資期間）

第4 融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
運転資金	1年以上5年以内（据置期間6か月以内）

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.90%以内

7年超 2.05%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 県補助後の保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金

融機関とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

熊本県産業活性化資金（特別枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村のいずれかの地域（別表1）で、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業を営む者として、市町村長が、市町村審査事項（別表2）に基づいて審査し、承認したもの
- (2) その他知事が特に必要と認めた者

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、下表のとおりとする。

1 企業	設備資金	5,000万円	1 組合	設備資金	8,000万円
	運転資金	2,500万円		運転資金	4,000万円

（融資期間）

第4 融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
運転資金	1年以上5年以内（据置期間6か月以内）

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.85%以内

7年超 2.00%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 県補助後の保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金

融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類等の他、下表のとおりとする。

I 市町村長の承認が必要な場合	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金特別枠事業計画書【様式1】 <input type="checkbox"/> 納税証明書 [法人] 法人市町村民税 (直近1期) [個人] 市町村県民税 (直近1年)
II 知事の承認が必要な場合	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金特別枠事業計画書【様式1】

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (過疎地域^{※1}・振興山村^{※2}・離島振興対策実施地域^{※3}・半島振興対策実施地域^{※4})

市町村名	過疎地域	振興山村	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
八代市	旧坂本村 △ 旧東陽村 旧泉村	△ 旧坂本村の旧下松求麻村 と旧百済来村、旧東陽村 の旧河俣村、旧泉村		
水俣市	○	△ 旧久木野村		
天草市	○	△ 旧本渡市の旧柵宇土村、 旧牛深市の旧二浦村、旧 天草町の旧福連木村と旧 下田村	△ 旧御所浦町の横浦島と 牧島と御所浦島、旧新 和町の横島	△ 旧御所浦町を除く全 市
山鹿市	●	△ 旧鹿北町の旧岳間村、旧 菊鹿町の旧内田村		
菊池市		△ 旧菊池市の旧龍門村		
宇土市				○
上天草市	○	△ 旧松島町の旧教良木河内 村	△ 旧大矢野町の湯島と旧 松島町の中島	○
宇城市	△ 旧三角町 旧豊野町			△ 旧三角町、旧不知火 町
阿蘇市	△ 旧阿蘇町 旧波野村	△ 旧一の宮町の旧古城村と 旧中通村		
美里町	○			
和水町	○			
南関町	○			
大津町		△ 旧瀬田村		
南小国町	○	○		
小国町	○	○		
産山村	○	○		
高森町	○	△ 旧草部村		
南阿蘇村	●	△ 旧久木野村		
西原村		△ 旧河原村		
甲佐町	○	△ 旧宮内村		
山都町	○	△ 旧矢部町の旧白糸村、旧 清和村の旧小峰村		
芦北町	○	△ 旧芦北町の旧大野村と旧 吉尾村		
津奈木町	○			
あさぎり町	○	△ 旧上村		
多良木町	○	△ 旧久米村		
湯前町	○			
水上村	○	○		
相良村	○	△ 旧四浦村		
五木村	○	○		
山江村	○	○		
球磨村	○	○		
苓北町	○			○

注) ○：全域指定 ●：みなし全域指定 △：一部地域指定

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)で定める地域

※2 山村振興法(昭和40年法律第64号)で定める地域

※3 離島振興法(昭和28年法律第72号)で定める地域

※4 半島振興法(昭和60年法律第63号)で定める地域

別表2 (市町村審査事項)

- 1 当該地域の商工業その他産業に関する振興計画に沿う中小企業者であること。
- 2 納期が到来している市町村民税又は法人市町村民税について滞納がないこと。

産業活性化資金特別枠事業計画書

業種名			提出日	年	月	日
商号 又は 名称(氏名)			住所	〒 -		
(ふりがな)						
代表者名			電話番号	-	-	
			FAX番号	-	-	
該当要件	<input type="checkbox"/> 過疎地域 <input type="checkbox"/> 半島振興地域 <input type="checkbox"/> 離島振興地域 <input type="checkbox"/> 振興山村				※ 市町村長の承認が必要	
	<input type="checkbox"/> その他特に知事が必要と認めた者				※ 知事の承認が必要	
経営の合理化 又は近代化 の内容						
融資希望額	設備資金	千円	合計			
	運転資金	千円		千円		
融資希望時期	年	月	日	融資希望期間	か月	

市町村長 様

熊本県産業活性化資金特別枠の「過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村において、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業内容を営む中小企業者」として承認願います。

市町村長 承認欄	過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域又は振興山村において、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業内容を営む中小企業者として承認します。					
	市町村チェック項目 <input type="checkbox"/> 当該地域の商工業その他産業に関する振興計画がある場合は、それに沿うものであること。 <input type="checkbox"/> 納期が到来しているすべての市町村県民税(法人市町村民税)について滞納がないこと。					
【承認番号】			年	月	日	号
					市町村長	印

熊本県知事 様

熊本県産業活性化資金特別枠の「その他特に知事が必要と認めた中小企業者」として承認願います。

県知事 承認欄	その他特に知事が必要と認めた中小企業者として承認します。					
	【承認番号】			年	月	日
					熊本県知事	印

熊本県金融円滑化特別資金（一般枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者
- (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（別表1～3）
- (3) 申込日から1年以内に倒産した企業[※]に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者
※破産、再生手続開始、整理開始又は特別精算開始申立てを行った企業並びに手形交換所において取引停止処分を受けた企業
- (4) 熊本県中小企業再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、1企業5,000万円、1組合1億円とする。なお、第1の(2)の融資対象者については別表で定める。

（融資期間）

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資期間により下表のとおりとする。

3年以内	年1.70%以内
5年以内	年1.90%以内
7年以内	年2.00%以内
7年超	年2.30%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	0.60	0.50	0.40	0.25	0.10	0.00			
事業者負担率	1.30	1.25	1.15	1.10	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、下表のとおりとする。

融資対象	提出書類
I 3か月の平均売上高等が減少している場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【様式1】
II 借換えを行う場合	<input type="checkbox"/> 借換事業計画書【様式2】
III 様々な外部環境の変化による場合	
■アスベスト関連要件の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【様式1】 <input type="checkbox"/> 作業計画書(写) [労働基準監督署、保健所の受付印があるもの] <input type="checkbox"/> 特定作業物質等取扱主任者を証する書類(写) <input type="checkbox"/> アスベスト関係工事請負契約書(写) <input type="checkbox"/> 設備導入見積書(写)
■高病原性鳥インフルエンザ要件の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【様式1】 <input type="checkbox"/> 移動制限等を受ける事業者との取引を確認できる書類(写)
■口蹄疫要件の場合	<input type="checkbox"/> 売上高等減少率要件確認書【様式1】 <input type="checkbox"/> 移動制限等を受ける事業者との取引を確認できる書類(写)

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（アスベスト関連）

項目	融資条件等	
融資対象者	申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高が、前年同期の売上高よりも減少している者で、次の(1)又は(2)のいずれかを行う者 (1) 工場、事務所、店舗等の吹付けアスベストの除去(封じ込め工事、囲い込み工事を含む)又はこれと同時若しくは連続的になされる既存施設の改修(増改築を除く) (2) 吹付けアスベストの除去工事の施工に必要な設備の導入	
融資限度額	1企業	5,000万円

※資金使途、融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金（一般枠）の融資条件と同じ。

別表2（高病原性鳥インフルエンザ）

項目	融資条件等	
融資対象者	高病原性鳥インフルエンザの発生により、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条に基づく家きん及び家きんの卵・排泄物等の移動及び搬出制限（以下「移動制限等」という。）区域に指定された区域内に所在する養鶏業者又は食鳥処理業者と取引を行っている者で、移動制限等の告示日以降の1か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少している者	
資金使途	運転資金	
融資限度額	1企業	5,000万円又は平均月商の3倍のいずれか低い額。

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金（一般枠）の融資条件と同じ。

別表3（口蹄疫）

項目	融資条件等	
融資対象者	口蹄疫の発生により、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条に基づく偶蹄類等の移動及び搬出制限（以下「移動制限等」という。）区域に指定された区域内に所在する畜産業者と取引を行っている者で、移動制限等の告示日以降の1か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少している者	
資金使途	運転資金	
融資限度額	1企業	5,000万円又は平均月商の3倍のいずれか低い額。

※融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、保証料率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金（一般枠）の融資条件と同じ。

売上高等減少率要件確認書

商号又は名称(氏名)

1 売上高

最近の平均売上高 A	前年同期の平均売上高 B	減少率 (B-A)÷B×100
年 月 ~ 年 月 千円	年 月 ~ 年 月 千円	%

2 売上総利益率・営業利益率

最近の平均(売上総・営業)利益率 A	前年同期の平均(売上総・営業)利益率 B	減少率 (B-A)÷B×100
年 月 ~ 年 月 %	年 月 ~ 年 月 %	%
※ 売上総利益率(%)=売上総利益÷売上高×100		
※ 営業利益率(%)=営業利益÷売上高×100		

借 換 事 業 計 画 書

商号又は名称(氏名)

1 借入申込の内容

① 借換対象資金の状況

県資金名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計		(A)	千円	(C)	千円

② 増額借入希望額	(B)	千円	(D)	千円	回返済
-----------	-----	----	-----	----	-----

③ 借入申込額(①+②)	(A+B)	千円	(E)	千円	年 月 日
--------------	-------	----	-----	----	-------

④ その他既往借入金の状況

県資金名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計			千円	千円	

2 今回の借入による効果

(1) 新規借入を伴わない場合(同額借換)

(C) - (E) = 千円 (F) (= 毎月の返済負担軽減効果)

(F) × 12 = 千円 (G) (= 年間の返済負担軽減効果)

(2) 新規借入を伴う場合

(C) + (D) = 千円 (H) (= 新規借入のみをした場合の毎月返済額)

(H) - (E) = 千円 (I) (= 毎月の返済負担軽減効果)

(I) × 12 = 千円 (J) (= 年間の返済負担軽減効果)

3 今後計画的に取組む事項(次の項目のうち該当するものを○で囲み、具体的に記載してください。)

1 売上・受注の増加を図る	2 収益性の向上を図る	3 その他
---------------	-------------	-------

4 経営の実績及び見込み

		売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績	年 月 期					
今年度見込み	年 月 期					
翌年度見込み	年 月 期					

注 借入金返済額には、すべての借入金の年間返済額を記入してください。

熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第1号から第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者とする。

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、一般保証とは別枠で5,000万円とする。但し、セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）は一般保証とは別枠で8,000万円とする。

（融資期間）

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資対象者、融資期間により下表のとおりとする。

融資期間	セーフティネット 第1・2・3・6号 認定者	セーフティネット 第4号認定者	セーフティネット 第5・7・8号認定者
3年以内	年1.50%以内	年1.50%以内	年1.70%以内
5年以内	年1.70%以内	年1.65%以内	年1.90%以内
7年以内	年1.90%以内	年1.80%以内	年2.00%以内
7年超	年2.10%以内	年2.00%以内	年2.30%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 保証料率は、下表のとおりとする（年率・単位％）。

	セーフティネット第1・2・3・4（新型コロナウイルス感染症分以外）6号認定者	セーフティネット第4号認定者（新型コロナウイルス感染症分）	セーフティネット第5・7・8号認定者
料率	0.85	0.85	0.72
県補助率	0.10	0.35	0.10
事業者負担率	0.75	0.50	0.62

※次に該当する場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。

会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関（セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）に限る。）とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、下表のとおりとする。

融資対象	提出書類
I セーフティネットの認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長が発行するセーフティネット認定書 ※新型コロナウイルス感染症に係るものは写も可
II 借換えを行う場合	<input type="checkbox"/> 借換事業計画書【様式1】

(取扱期間及び借換え)

第13 本資金に係る取扱期間及び借換えについては次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）受付分までとする。
- (2) セーフティネット第4号（新型コロナウイルス感染症分）認定を受けた者に対する本資金については、①～③の資金を除いて既存債務の借り換えは認めない。
 - ① 金融円滑化特別資金及び小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金
 - ② 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金（保証協会が債務の保証を行ったものに限る。）
 - ③ 金融円滑化特別資金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものを対象とする資金

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

借換事業計画書

商号又は名称(氏名) _____

1 借入申込の内容

① 借換対象資金の状況

県資金名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計		(A)	千円	(C)	千円

② 増額借入希望額	(B)	千円	(D)	千円	回返済
-----------	-----	----	-----	----	-----

③ 借入申込額(①+②)	(A+B)	千円	(E)	千円	年 月 日
--------------	-------	----	-----	----	-------

④ その他既往借入金の状況

県資金名	借入日	当初借入額	現在残高	月返済額	最終期日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
	年 月 日	千円	千円	千円	年 月 日
小 計			千円	千円	

2 今回の借入による効果

(1) 新規借入を伴わない場合(同額借換)

(C) - (E) = 千円 (F) (= 毎月の返済負担軽減効果)

(F) × 12 = 千円 (G) (= 年間の返済負担軽減効果)

(2) 新規借入を伴う場合

(C) + (D) = 千円 (H) (= 新規借入のみをした場合の毎月返済額)

(H) - (E) = 千円 (I) (= 毎月の返済負担軽減効果)

(I) × 12 = 千円 (J) (= 年間の返済負担軽減効果)

3 今後計画的に取り組む事項(次の項目のうち該当するものを○で囲み、具体的に記載してください。)

1 売上・受注の増加を図る 2 収益性の向上を図る 3 その他

4 経営の実績及び見込み

		売上高	営業利益	経常利益	当期利益	借入金返済額
前年度実績	年 月 期					
今年度見込み	年 月 期					
翌年度見込み	年 月 期					

注 借入金返済額には、すべての借入金の年間返済額を記入してください。

熊本県金融円滑化特別資金（令和2年7月豪雨枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者
- (2) 令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者

（資金使途）

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、一般保証分とは別枠で8,000万円とする。

（融資期間）

第4 融資期間は、10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、融資期間により下表のとおりとする。

2年以内	年1.30%以内
3年以内	年1.50%以内
5年以内	年1.65%以内
7年以内	年1.80%以内
7年超	年2.00%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第8 保証料率は、下表のとおりとする（年率・単位％）。

	融資対象者(1)	融資対象者(2)
料率	0.75	0.75
県補助率	0.25	0.75
事業者負担率	0.50	0.00

（担保）

第9 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第11 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、要項別表3に掲げる提出書類の他、下表のとおりとする。

融資対象	提出書類
I 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書
融資対象	提出書類
II 中小企業等特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援補助金)の交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書 <input type="checkbox"/> 中小企業等特定施設等災害復旧費補助金交付申請書(写) <input type="checkbox"/> 中小企業等特定施設等災害復旧費補助金交付決定通知(写)

(取扱期間等)

第13 本資金に係る取扱期間、融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、対応する災害関係保証の適用期間内の貸付実行分までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県小規模事業者おうえん資金実施要領

(融資対象者)

第1 融資対象者は、既存の熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者とする。

※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。

(資金使途)

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

(融資限度額)

第3 融資限度額は、2,000万円とする。

(融資期間)

第4 融資期間は、下表のとおりとする。

設備資金	1年以上7年以内（据置期間6か月以内）
運転資金	1年以上5年以内（据置期間6か月以内）

(貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

(返済方法)

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.30%以内
5年以内	年1.45%以内
7年以内	年1.60%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第8 保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
県補助率	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.60	0.40	0.20	0.00
事業者負担率	1.35	1.15	0.95	0.75	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

経営安定関連保証（セーフティネット保証）の保証料を適用する場合 事業者負担率 0.85
--

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

(担保)

第8 担保は原則不要とする。

(保証人)

第9 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第10 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県信用組合、公益財団法人くまもと産業支援財団とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県創業者支援資金（一般枠）実施要領

（融資対象者）

- 第1 融資対象者は、事業を営んでいない個人が県内で新規に事業を開始するもので、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者
- (1) 1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は6月以内）
 - (2) 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は6月以内）
 - (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者
 - (4) 会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者
 - (5) 上記の(3)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合

（資金使途）

- 第2 資金使途は、創業又は事業経営に必要な資金とする。

（融資限度額）

- 第3 融資限度額は、3,500万円とする。

（融資期間）

- 第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

- 第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

- 第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

- 第7 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.30%以内
5年以内	年1.45%以内
7年以内	年1.60%以内
7年超	年1.65%以内

（保証料率）

- 第8 保証料率は、年0.90%とし、0.55%に相当する額を県が補助する。
但し、熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の専門家派遣事業を利用する場合は、年0.25%とし、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は0.1%を割引いた保証料率を適用する。

（担保）

- 第8 担保は不要とする。

（保証人）

- 第9 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

- 第10 本資金の申込先は、県内各商工会議所または県内各商工会とする。

但し、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下、「会議所法」という。）又は商工会法（昭和35年法律第89号。以下、「商工会法」という。）に定める商工業者以外で、商工会議所又は商工会で受付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることができる。

（必要書類）

第11 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、創業事業計画書（様式1）とする。

（責務及び報告）

第12 本資金の借入りに当たっては、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関と商工会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、事業計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。
- (2) 融資のあっせんをした商工会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする。（但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関が行う。）
- (3) 中小企業者は融資のあっせんを受けた商工会議所又は商工会に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。（但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関に対して報告を行う。）
- (4) 中小企業者から報告を受けた商工会議所又は商工会は、金融機関と保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。（但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は、中小企業者から報告を受けた金融機関が年1回保証協会に対して報告する。）

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

創業事業計画書

住所 _____
 商号又は名称 _____
 氏名又は代表者名 _____

熊本県創業者支援資金において、下記のとおり事業計画書を提出します。

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所			電話 ()	
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
※融資対象者(5)に該当する方は、会社設立前の個人事業について以下を記入してください。				
開業届出	有・無		開業年月日	年 月 日
業種			資本金	[会社設立(予定)の場合] 円
許可等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類) <small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得	※ 創業する事業に係る職歴・学歴・資格、特許・実用新案・意匠登録、創業に関する研修の受講状況等アピールできる事項を記入してください。			
[会社設立予定の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況[下記の該当事項に○印を付けて下さい]

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)
- キ その他(具体的に記入してください)

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日
事業用不動産	土地	m ²		千円		
	建物	m ²		千円		
	計	B (取得に要する資金) 千円				

区分	名 称	型式・能力	数量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)				千円	

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B+C=_____千円(D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に) ()	
			千円		
自己資金合計			千円		
借入金等(※)	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借入金等合計			千円	調達資金合計

(※)今回の資金調達計画の中による借入金等を記入してください。

7. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況(※)

借入先等	資金用途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を記入してください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

10. 自己資金算定額

自己資金等	種類	明細			金額
	普通預金				千円
	定期性預金				
	有価証券等				
	入居保証金等				
	設備充当等				
合 計				①	
借入金等	借入先	資金用途	残存返済期間	年間返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
合 計				②	千円
自己資金額 (① - ②) =				③	千円

11. その他(計画に関する補足説明がありましたら記入してください)

熊本県創業者支援資金（再チャレンジ枠）実施要領

（融資対象者）

第1 融資対象者は、事業を営んでいない個人で過去に廃業の経験（別表）があり、県内で再び事業を開始するもので、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) 1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は6月以内）
- (2) 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は6月以内）
- (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者
- (4) 会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者
- (5) 上記の(3)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合

（資金使途）

第2 資金使途は、創業又は事業経営に必要な資金とする。

（融資限度額）

第3 融資限度額は、3,500万円とする。

（融資期間）

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第7 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.30%以内
5年以内	年1.45%以内
7年以内	年1.60%以内
7年超	年1.65%以内

（保証料率）

第8 保証料率は、年0.90%とし、0.55%に相当する額を県が補助する。

但し、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は0.1%を割引いた保証料率を適用する。

（担保）

第8 担保は不要とする。

（保証人）

第9 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第10 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会とする。

但し、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下、「会議所法」という。）又は商工会法（昭

和35年法律第89号。以下、「商工会法」という。)に定める商工業者以外で、商工会議所又は商工会で受付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることができる。

(必要書類)

第11 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、創業(再挑戦)事業計画書(様式1)及び資格要件申告書(様式2)とする。

(責務及び報告)

第12 本資金の借入りに当たっては、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関と商工会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、事業計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。
- (2) 融資のあっせんをした商工会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間(原則3年間)経営支援を行うものとする。(但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関が行う。)
- (3) 中小企業者は融資のあっせんを受けた商工会議所又は商工会に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。(但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関に対して報告を行う。)
- (4) 中小企業者から報告を受けた商工会議所又は商工会は、金融機関と保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。(但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は、中小企業者から報告を受けた金融機関が年1回熊本県信用保証協会に対して報告する。)

別表

廃業の経験とは、次の①又は②のいずれかで、廃業又は解散の日から申込日までが5年未満のものをいう。

- ① 過去に自ら営んでいた事業を、経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの
- ② 過去に経営状況の悪化により解散した会社の解散の日において、その会社の業務を執行する役員であったもの

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

創業(再挑戦)事業計画書

住所
 商号又は名称
 氏名又は代表者名

熊本県創業者支援資金において、下記のとおり事業計画書を提出します。

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
※融資対象者(5)に該当する方は、会社設立前の個人事業について以下を記入してください。				
開業届出	有 ・ 無		開業年月日	年 月 日
業種			資本金	〔会社設立(予定)の場合〕 円
許可等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>	(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取扱品	仕入先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得	※ 創業する事業に係る職歴・学歴・資格、特許・実用新案・意匠登録、創業に関する研修の受講状況等アピールできる事項を記入してください。			
<small>[会社設立予定の場合]</small> 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了(許認可取得見込み(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入してください。)
- キ その他(具体的に記入してください)

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築 取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年月日	
事業用不動産	土地	m ²		千円			
	建物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金) 千円					
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成) 年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額) 千円					

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B+C=_____千円(D)

6. 資金調達計画

自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に) ()	
			千円		
自己資金合計			千円		
借入金等(※)	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
借入金等合計			千円	調達資金合計	D 千円

(※)今回の資金調達計画の中による借入金等を記入してください。

7. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・ 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・ 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を記入してください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

資格要件申告書

熊本県信用保証協会 御中

年 月 日

熊本県創業者支援資金・再チャレンジ枠の申込みにあたり、以下のとおり申告します。

〔 申 込 人 〕

住 所

会 社 名

氏名又は代
表 者 名

開始する事業

【事業概要を記入してください】

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	
開業(予定)住所		電話 ()	
開業届出(個人) 設立登記(会社)	無・有	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業 種		資 本 金	〔会社設立(予定)の場合〕 円

* 別途「創業・再挑戦事業計画書」を提出してください。

事業経験について

〔既に会社を設立されている場合、会社を設立した方(創業者)の事業経験についてお尋ねします〕

1. 事業(注1)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

(注1)事業の定義

事業とは一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいいます。従って、規模の大小や業種、営利を目的とするか等を問うものではなく、例えば専業であるか兼業であるかにかかわらず、農林水産業なども含まれます。

- ① 事業経験があります。 ② 事業経験がありません。
(1. ②に該当する方は以下記入不要です。)

2. 事業経験の形態について〔1で「①あります」という方は、該当項目に○印を付けてください〕

- ① 個人事業 ② 会社事業

3. 廃業(注2)経験の有無について〔該当項目に○印を付けてください〕

(注2)廃業の定義

・個人事業:事業を廃止すること ・会社事業:会社が解散すること

- ① 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験があります。
② 個人事業を廃止もしくは経営していた会社を解散した経験はありません。
(3. ②に該当する方は以下記入不要です。)

4. 上記3で「①個人事業を廃止もしくは会社を解散した経験があります」という方は、ご記入ください。

(1) 該当項目に○印を付けてください。

		個人事業	会社事業
1	経過年数	① 廃業日から5年を経過していない ② 廃業日から5年を経過している	① 解散日から5年を経過していない ② 解散日から5年を経過している
2	原因	① 廃業原因は 経営状況の悪化(注3) である ② 廃業原因は 経営状況の悪化(注3) ではない	① 解散原因は 経営状況の悪化(注3) である ② 解散原因は 経営状況の悪化(注3) ではない
3	解散会社との関係		① 解散日において 会社経営者(注4) であった ② 解散日において 会社経営者(注4) ではなかった

(注3) 経営状況の悪化……業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により経営状態が悪化することをいいます。

(注4) 会社経営者……業務を執行する役員のことをいいます。但し、社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ執行役を兼務しない取締役は含まれません。

(2) 廃止した個人事業もしくは解散した会社の事業内容を記入してください。

商号(個人) 会社名(会社)		業種	
廃止時住所(個人) 解散時住所(会社)			
廃業届出(個人) 解散登記(会社)	無 ・ 有	廃止年月日(個人) 解散年月日(会社)(注5)	年 月 日
法的整理の有無	無 ・ 有	法的整理名 { } 開始決定日 { 平成 年 月 日 } 事件番号 { 裁判所 平成 年()第 号 }	
保証協会の利用	無 ・ 有	[信用保証協会]	

(注5) 解散年月日……解散登記日ではなく、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を記入してください。

※ 個人事業の廃止年月日もしくは会社の解散年月日から5年を経過していない場合は、以下の資料を添付してください。

- ・「個人事業」の方…事業廃止の事実を確認できる書類(廃業届出書、過去の税務申告書の控え等)
- ・「会社事業」の方…解散会社の商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

※ 原本保管機関＝保証協会

熊本県経営革新等支援資金実施要領

(用語の定義)

第1 この実施要領における用語の定義は、下表のとおりとする。

用語	定義
経営革新計画	中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第4条又は中小企業等経営強化法第8条第1項の規定に基づき知事の承認を受けた経営革新計画
経営力向上計画	中小企業等経営強化法第13条の規定に基づき主務大臣の認定を受けた経営力向上計画
産業成長ビジョン	熊本県産業成長ビジョン(2020年12月策定)
先端設備等導入計画の認定を受けた者	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第40条第1項の規定に基づき特定市町村の認定を受けた者
地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条1項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた者
農商工等連携事業計画の認定を受けた者	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者
フードバレー構想	くまもと県南フードバレー構想(2013年3月策定)
県南地域	八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域の3地域からなる広域的な地域のこと。
地球温暖化の防止に関する条例	熊本県地球温暖化の防止に関する条例(平成22年熊本県条例第16号)
ブライト企業	熊本県ブライト企業認定事務実施要綱に基づき県が認定した企業
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者	熊本県男女共同参画推進事業者表彰要領に基づき県が表彰した者
自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業庁が公表する中小企業BCP策定運用指針に則り策定したBCP(事業継続計画)に基づき防災に資する施設等の整備を行う者
熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者	熊本県SDGs登録制度実施要綱に基づき県が登録した者

(融資対象者)

第2 融資対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

<p>【産業振興関連】</p> <p>(1) 経営革新計画の承認を受けた者</p> <p>(2) 経営力向上計画の承認を受けた者</p> <p>(3) 産業成長ビジョンに係る支援事業(別表)の採択を受けた者</p> <p>(4) 県産業技術センターとの共同研究により特許法、実用新案法及び意匠法に基づく設定登録を受けた者又は出願中の者で、当該研究結果により新たな事業展開を行う者</p> <p>(5) 公益財団法人くまもと産業支援財団(旧県起業化支援センター)から株式又は新株予約権付社債引受けによる資金提供を受けた者</p> <p>(6) 先端設備等導入計画の認定を受けた者</p> <p>(7) 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者</p> <p>(8) 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた者</p> <p>(9) 農商工等連携事業計画の認定を受けた者</p> <p>(10) フードバレー構想に沿った事業を行う者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 県南地域において①～③の事業を実施する者。</p>

イ	県南地域の事業者と共同して②～③の事業を実施する者
ウ	県南地域の農林水産物を活用して②～③の事業を実施する者。
	① 農林水産物を活用した製品の生産・加工施設の整備
	② 農林水産物を活用した商品開発
	③ 農林水産物を活用した加工品の販路開拓
(11)	海外でビジネス展開を図ろうとする者
(12)	建設業者の合併等に対する特例措置を受けている者
(13)	IoT導入計画策定補助金の交付決定を受けた者
	【環境対策関連】
(14)	熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく次の計画を実施する者
	ア 事業活動温暖化対策計画
	イ エコ通勤環境配慮計画
	ウ 建築物環境配慮計画（建築物の環境性能評価の格付けがB+以上の者）
	【職場環境整備等関連】
(15)	熊本県からブライト企業の認定を受け、認定有効期間中（認定から3年間）にある者
(16)	熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した者
	【災害対策関連】
(17)	自ら策定したBCP（事業継続計画）又は事業継続力強化計画に基づき防災に資する施設等の整備を行う者
	【その他】
(18)	熊本県SDGs登録制度の登録を受けた者

（資金使途）

第3 資金使途は、該当する事業を推進するため必要となる設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、下表のとおりとする。

1 企業	設備資金	5,000万円	1 組合	設備資金	1億円
	運転資金	2,500万円		運転資金	5,000万円

（融資期間）

第5 融資期間は、下表のとおりとする。

融資対象 (3)～(8)、 (10)～(18)	設備資金	1年以上10年以内（据置期間1年以内）
	運転資金	
融資対象 (1)(2)(9)	設備資金	1年以上7年以内（据置期間1年以内）
	運転資金	1年以上5年以内（据置期間1年以内）

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第8 融資利率は固定とし、年1.90%以内とする。

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.20%金利を優遇する。

（保証料率）

第9 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

融資対象者(3)～(6)、(8)、(10)～(18)									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	0.20								
事業者負担率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

	融資対象者(1)(2)(9)	融資対象者(7)
事業者負担率	0.77	0.72

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

- ①担保の提供がある場合(融資対象者(1)(2)(7)(9)を除く)
- ②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

(担保)

第10 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第11 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第12 本資金の申込先は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、下表のとおりとする。

【産業振興関連】

■経営革新計画の承認を受けた場合	<input type="checkbox"/> 経営革新計画に係る申請書(写) <input type="checkbox"/> 中小企業経営革新計画に係る承認通知書(写)
■経営力向上計画の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 経営力向上計画に係る認定申請書(写) <input type="checkbox"/> 経営力向上計画に係る認定通知書(写)
■産業成長ビジョンに係る所定の支援事業の採択を受けた場合	<input type="checkbox"/> 所定の支援事業の採択、交付等決定通知書(写) <input type="checkbox"/> 事業計画書等(写)
■県産業技術センターとの共同研究要件の場合	<input type="checkbox"/> 熊本県産業技術センターとの共同研究実施証明書【様式1】
■公益財団法人くまもと産業支援財団(旧県起業化支援センター)から株式又は新株予約権付社債引受による資金提供を受けた場合	<input type="checkbox"/> 公益財団法人くまもと産業支援財団(旧県起業化支援センター)との株式引受契約書(写)
■先端設備等導入計画の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定申請書(写) <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定通知書(写)
■地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合	<input type="checkbox"/> 地域経済牽引事業計画の承認申請書(写) <input type="checkbox"/> 地域経済牽引事業計画の承認通知書(写)
■観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付申請書(写) <input type="checkbox"/> 観光ビジネスチャレンジ支援事業の補助金交付決定通知書(写)
■農商工等連携事業計画の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 農商工等連携事業計画に係る認定通知書(写) <input type="checkbox"/> 農商工等連携事業計画に係る認定申請書(写)
■フードバレー構想に沿った事業を実施する場合	熊本県が証明する書類
■海外でビジネス展開を図ろうとする場合	海外でビジネス展開を図ろうとする事業の事業計画書
■建設事業者の合併等に対する特例措置を受けている場合	<input type="checkbox"/> 特例措置認定通知書(写)
■IoT導入計画策定補助金の交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> IoT導入計画策定補助金の補助事業計画書(写) <input type="checkbox"/> IoT導入計画策定補助金の交付決定通知書(写)

【環境対策関連】

<input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画を実施する場合	<input type="checkbox"/> 各計画書（写）
---	----------------------------------

【職場環境関連】

<input checked="" type="checkbox"/> ブライト企業の認定を受けている場合	<input type="checkbox"/> 認定証（写）
<input checked="" type="checkbox"/> 熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受賞した場合	<input type="checkbox"/> 県が発行する証明書

【災害対策関連】

<input checked="" type="checkbox"/> 自ら策定したBCPに基づき防災に資する施設等の整備を行う場合	<input type="checkbox"/> BCP（事業継続計画）（写）又は事業継続力強化計画認定書
--	---

【その他】

<input checked="" type="checkbox"/> 熊本県SDGs登録制度の登録を受けた場合	<input type="checkbox"/> 登録証（写）
--	---------------------------------

別表 産業成長ビジョンに係る支援事業

	事業名等	所管課	対象期間
①	インキュベーション施設運営管理事業（くまもと大学連携インキュベータ・夢挑戦プラザ入居企業）	産業支援課	施設に入居している期間
②	リーディング企業創出事業	産業支援課	認定を受けている期間

附 則

- この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県産業技術センターとの共同研究実施証明書

熊本県産業技術センター所長 様

熊本県経営革新等支援資金の融資を受けたいので、下記事項の証明を申請します。

記

		提出日	年 月 日
商 号 又は 名称(氏名)		住 所	〒 -
(ふりがな)			
代表者名		電話番号	- -
		FAX番号	- -
共同研究 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	共同研究 の内容	
設定登録	<input type="checkbox"/> 特許法 <input type="checkbox"/> 実用新案法 <input type="checkbox"/> 意匠法	年 月 日 (登録 ・ 出願)	設定登録 の内容
その他 特記事項			

証明欄	<p>上記内容のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">熊本県産業技術センター所長 印</p>
-----	--

熊本県新事業展開支援資金実施要領

(融資対象者)

第1 融資対象者は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 現に営んでいる事業を継続しながら、具体的な計画のもと日本標準産業分類（第13回改定）の中分類が異なる業種（以下、「異業種」という。）への進出を図る者又は進出後1年未満の者
- (2) 現に営んでいる事業の全部又は一部を廃止して、具体的な計画のもと異業種の事業を開始する者又は異業種での事業開始後1年未満の者
- (3) 自らの事業の全部又は一部を継続して営んでいる者が、異業種の事業を営むため筆頭株主又は筆頭出資者となって新たに県内で設立した会社で、設立後1年未満の者

(資金使途)

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

(融資限度額)

第3 融資限度額は、下表のとおりとする。

1 企業	設備資金	5,000万円	1 組合	設備資金	1億円
	運転資金	2,500万円		運転資金	5,000万円

(融資期間)

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

(返済方法)

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.90%以内

7年超 2.00%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第8 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

(担保)

第9 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第11 本資金の申込先は、商県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱

金融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類等の他、新事業展開計画書(様式1)とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

新事業展開計画書

商号又は名称(氏名) _____

1. 事業概要

新事業の業種			
新事業の概要			
新事業進出理由			
新事業着手状況	着手済 ・ 未着手	着手(予定)年月日	年 月 日
	※ 具体的に記載してください。		
分社した会社の 名称・住所等	会社名		
	住所・電話番号	電話 ()	
	資本金		従業員数
	分社理由		
新事業展開に必要な知識、技術、ノウハウの習得	※ 新事業に関する職歴・学歴・資格、特許・実用新案・意匠登録、新事業展開に関する研修の受講 状況等アピールできる事項を記入してください。		

2. 新事業の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
 イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
 ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
 エ 商品・原材料の仕入を行っている。
 オ 事業に必要な許認可を受けている。
 カ 事業に必要な許認可等の申請が受理されている。
 キ その他(具体的に記入してください))

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A 千円	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔自己・新築取得・賃貸〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日	
事業用不動産	土地	m ²		千円			
	建物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成)年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B+C=_____千円(D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
				その他(具体的に)	
				()	
	自己資金合計			千円	
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
					・ ~ ・
					・ ~ ・
					・ ~ ・
	借入金等合計			千円	調達資金合計

(※)今回の資金調達計画の中による借入金等を記入してください。

7. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・ 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・ 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を記入してください
(経営者本人が負担している保証債務も含まれます)。

熊本県中小企業短期資金実施要領

(融資対象者)

第1 融資対象者は、季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者とする。

(資金使途)

第2 資金使途は、運転資金とする。

(融資限度額)

第3 融資限度額は、平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額とする。

(融資期間)

第4 融資期間は、1年以内とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、取扱金融機関の定める方法によるものとする。

(返済方法)

第6 返済方法は、取扱金融機関の定める方法によるものとする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、年1.80%以内とする。

(保証料率)

第8 取扱金融機関の判断で保証付きとする場合、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

(担保)

第8 担保は、取扱金融機関の定めによるものとする。

(保証人)

第9 保証人は、取扱金融機関の定めによるものとする。

(申込先)

第10 本資金の申込先は、取扱金融機関とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

熊本県事業承継者おうえん資金実施要領

(融資対象者)

第1 融資対象者は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者
- (2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（昭和37年通商産業省令第14号）第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者
 - ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者
 - ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者
 - ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者
 - ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者
 - ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者
 - ⑥ その他諸費用が生じた者
- (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと
 - ⑤ 専門家※の確認を受けていること

※ 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者

(資金使途)

第2 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

(融資限度額)

第3 融資限度額は、5,000万円とする。

(融資期間)

第4 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付とする。

(返済方法)

第6 返済方法は、均等分割返済とする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.70%以内

7年超 1.80%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第8 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単

位%)。

融資対象者(1)、(2)									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00
事業者負担率	0.50								0.45
融資対象者(3)									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
県補助率	0.90	0.75	0.60	0.45	0.35	0.25	0.15	0.05	0.00
事業者負担率	0.25								0.20

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

(担保)

第8 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第9 保証人は、下表のとおりとする。

融資対象者(1)、(2)	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
融資対象者(3)	徴求しない

(申込先)

第10 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。但し、融資対象者(3)については、与信取引のある金融機関経由に限る。

(必要書類)

第11 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類等の他、下表のとおりとする。

I 事業承継をする場合(事業承継後5年以内の場合を含む)

<input type="checkbox"/> 事業承継者おうえん資金事業計画書【様式1】	
<p>■事業用財産を取得する場合</p>	<input type="checkbox"/> 事業用財産譲渡契約書(写) <input type="checkbox"/> 金融機関及び税理士等が作成した財産評価算定書(任意様式) <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の事業譲渡に係る議事録(写)(被事業承継会社が法人の場合) <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の定款(写)(被事業承継会社が法人の場合)
<p>■株式を取得する場合 (株式会社の場合、発行済議決権株式総数の3分の2(有限会社の場合は4分の3)以上を一括取得する必要がある。)</p>	<input type="checkbox"/> 株式譲渡契約書(写)及び承継前後の株主構成・出資比率が分かる資料(任意様式) <input type="checkbox"/> 金融機関及び税理士等が作成した株式評価算定書 <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の株主(写)及び履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の定款(写)及び直近2期分の決算書

II 経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表者の場合

<input type="checkbox"/> 都道府県知事の認定書(写) <input type="checkbox"/> 認定に係る申請書及びその他提出書類(写)

Ⅲ 専門家の確認を受けた者の場合

- 事業承継計画書（特別保証分）【様式 2】
- 財務要件等確認書【様式 3】
- ガバナンス体制の整備に関するチェックシート【様式 4】
- 借換債務等確認書【様式 5】※既往借入金を借り入れる場合
- 他行借換依頼書兼確認書【様式 6】※他行借り換えの場合

（責務と報告）

第12 本資金の借入に当たっては、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関と商工会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。
- (2) 金融機関及び融資のあっせんをした商工会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする。
- (3) 中小企業者は融資申込先に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。
- (4) 中小企業者から実施状況の報告を受けた金融機関又は商工会議所、商工会は、保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。（ただし、商工会議所又は商工会においては、金融機関に対しても報告を行うものとする。）

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月31日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

事業承継者おうえん資金事業計画書

年 月 日

(申込人)
住所

会社名

代表者名又は氏名

1 事業承継の種類 (該当する類型に○をつけてください。)

<input type="checkbox"/>	親族内承継	被後継者の3親等内親族による事業承継(法人の代表者変更を含む)
<input type="checkbox"/>	同一業種間の承継	同一業種を営む中小企業者間の事業承継

2 事業承継する(した)背景及び事業内容

--

3 被事業承継者の概要

会社名又は屋号			
代表者名又は氏名			
本社所在地又は住所			
営業所及び工場等			
資本金	千円	設立日又は生年月日	年 月 日

4 本件の資金計画

(1) 必要資金の内容

事業用財産購入資金	千円
株式取得資金	千円
その他(運転資金・設備資金)	千円
合計	千円

(2) 資金調達の方法

保証付融資	千円
プロパー融資	千円
自己資金	千円
合計	千円

※ 必要資金の内容に応じて、次の書類が必要となります。

■ 事業用財産を取得する場合	<input type="checkbox"/> 事業用財産譲渡契約書(写) <input type="checkbox"/> 金融機関及び税理士等が作成した財産評価算定書(任意様式) <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の事業譲渡に係る議事録(写)(被事業承継会社が法人の場合) <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の定款(写)(被事業承継会社が法人の場合)
■ 株式を取得する場合 ※株式会社の場合、発行済議決権株式総数の3分の2(有限会社の場合は4分の3)以上を一括取得する必要があります。	<input type="checkbox"/> 株式譲渡契約書(写)及び承継前後の株主構成・出資比率が分かる資料(任意様式) <input type="checkbox"/> 金融機関及び税理士等が作成した株式評価算定書 <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の株主(写)及び履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 被事業承継会社の定款(写)及び直近2期分の決算書

5 収支計画

(1) 申込人が法人の場合

(千円)

	前期実績	今季見込み	計画1期目	計画2期目	計画3期目
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売管理費					
役員報酬					
減価償却費					
その他経費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損益					
法人税等					
当期利益					
従業員数	人	人	人	人	人

(2) 申込人が個人の場合

(千円)

	前期実績	今期見込み	計画1期目	計画2期目	計画3期目
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売管理費					
減価償却費					
その他経費					
差引金額					
各種繰戻計					
各種繰入計					
青色控除前所得					
所得金額					
従業員数	人	人	人	人	人

6 その他(補足説明等がある場合はご記入ください。)

年 月 日

事業承継計画書(特別保証分)

住 所

法人名

代表者名

1. 事業承継の概要 ※

被承継者	氏名	年齢	事業承継(予定)日				
				年	月 日		
承継者	氏名	年齢	被承継者との関係				
事業承継理由							
承継者の経歴(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
株主構成の推移							
事業承継前	株主氏名	被承継者との関係	持株数	事業承継後(予定含)	株主氏名	被承継者との関係	持株数
			株				株
			株				株
			株				株
			株				株
		合計		株		合計	
円滑な事業承継に向けた準備(これから事業承継を予定している場合のみご記入ください。)							
(内外の関係者との調整、承継者の教育、その他事業承継に係る課題及び解決策等)							

※事業承継済みの場合は、次のとおりご記入ください。

(1)「被承継者」及び「承継者」欄への押印は不要です。(2)「事業承継(予定)日」とは、登記事項証明書における代表者への就任日です。

2. 収支計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	計画4期目
	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)
売上高						
経常利益						

私は、今後も、金融機関等の求めに応じ、財務状況と経営状況等の報告を適時適切に行うことを確約します。

信用保証協会へお申し込みされる場合は、以下もご記入ください。

3. 事業承継特別保証制度の申込人資格要件の確認

申込人資格要件 (いずれかに○)	【事業承継予定】(1)3年以内に事業承継を予定している。	
	【事業承継済み】(2)事業承継日から3年を経過していない。	

※上記以外に一定の財務要件等を満たしている必要があります。

※【事業承継済み】の場合は、事業承継日が令和2年1月1日から令和7年3月31日の期間内である必要があります。

(信用保証協会へは、本計画書の原本を提出してください。)

財務要件等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込時点において④の要件を満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

① 資産超過である。 $\frac{\text{純資産合計}}{\text{円}}$
② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。 $\frac{\text{EBITDA有利子負債倍率}}{\text{倍}}$ 〔計算式〕（借入金・社債 - 現預金）÷（営業利益 + 減価償却費） $\frac{\text{借入金・社債（ ）円} - \text{現預金（ ）円}}{\text{営業利益（ ）円} + \text{減価償却費（ ）円}}$
③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。 また、法人と経営者との間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。
④ 返済緩和している借入金がない。

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

【事業承継者おうえん資金】様式4

No.

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	

作成日	年 月 日
()	中小企業活性化協議会
担当者:	
電話番号:	

作成日	年 月 日
()	事業承継・引継ぎ支援センター
担当者:	
電話番号:	

【中小企業活性化協議会使用欄】

項目内容	チェックポイント(◎は特に重要な項目)	チェック欄
経営の 透明性	◎ 経営者へのアクセス ◎ 支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	◎ 情報開示 ◎ 経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。 ◎ 経営者は税務署の受領印(電子申告の場合、受付通知)がある税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。 ◎ 経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	◎ 内容の正確性 ◎ 経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。 ◎ 支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。 ◎ 経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。	
法人個人 の分離	◎ 資金の流れ ◎ 支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。 ◎ 支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。 ◎ 経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	◎ 事業資産の所有権 ◎ 経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

項目内容	項目	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄
財務 基盤の 強化	◎ 債務償還力 ◎ EBITDA有利子負債倍率				15倍以内	
	◎ 安定的な収益性 ◎ 減価償却前経常利益				2期連続赤字でない	
	◎ 資本の健全性 ◎ 純資産額				直近が資産超過であること	

【事業承継・引継ぎ支援センター使用欄】

項目内容	チェックポイント	チェック欄
事業承継計画書	事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者(除く個人事業主)である ※書式は信用保証協会所定の事業承継計画書様式。	

【事業者が持参する必須書類】

・事業承継計画書、決算書(3年分)、試算表(決算後3か月以内の場合には提出不要)、資金繰り表

【該当する場合、事業者が持参する必要書類】

- ・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合:所有資産明細書等
- ・事業用資産を経営者が有している場合、適切な賃料が支払われているかの確認資料:賃貸借契約書等(写しでも可)
- ・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料:金銭消費貸借契約書、借入金等(写しでも可)

【任意書類】

- ・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、社内管理体制図、監査報告書

<留意事項>

中小企業活性化協議会のチェック(○/×で表示)を受け、全てが○になった後に、事業承継・引継ぎ支援センターのチェックを受けてください。

決算書は、本チェックシート作成時点の直近決算書でご確認ください。

チェック欄が斜線となっている項目の確認は不要です。

本チェックシートの確認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

事業承継・引継ぎ支援センターの作成日から3か月以内に信用保証協会に申込する必要があります。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

借換債務等確認書

住 所

(申込人) 法 人 名

代表者名

借入申込の内容

(年 月 日現在)

借換対象資金（既往借入金）の内容^{※1}

保証協会付	保証番号	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
①小計			(A)	円	
プロパー ^{※2}	金融機関名	借入日	当初借入額	現在残高	個人保証人の氏名
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
		年 月 日	円	円	
②小計			(B)	円	
③増額借入希望額 ^{※3}			(C)	円	
④借入申込額（①、②及び③の合計）			(A+B+C)	円	

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人(個人に限る。)を提供していない借入金は対象外となります。

※2 金融機関からの借入金のうち、信用保証協会の保証付きでない借入金をご記入ください。

※3 事業承継後の場合には対象となりませんので、「0」（ゼロ）をご記入ください。

この度、申込人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記借換対象資金（以下「上記資金」という。）は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件の緩和をしていません。

また、「事業承継特別保証制度要綱」に基づく対象資金であることを確認しています。

なお、上記資金に当金融機関以外からの融資金が含まれるときは、「他行借換依頼書兼確認書」により、借換対象資金の状況を確認しています。

この度の信用保証付融資金については、申込人の金融円滑化に寄与し、かつ、事業経営の利益となるものであり、当金融機関では、今後とも積極的に支援していく方針です。

年 月 日

〇〇 信用保証協会 御中

他行借換依頼書兼確認書

住 所
(依頼人) 法 人 名
代表者名

私は、経営者を含めた保証人を提供している既往借入金について、取引金融機関に対し、保証人の解除を要請しております。

今般、取引金融機関との協議により、貴協会の「事業承継特別保証制度」による
(借換金融機関名)
からの借入金をもって、次の【既往借入金の内容】に記載する
(被借換金融機関名) からの借入金を決
済することで保証人の解除を図りたく、ここに依頼いたします。

【既往借入金の内容】※1 (年 月 日現在)

既往借入金	借入日	当初借入額	現在残高	保証番号※2	個人保証人の氏名
	年 月 日	円	円		
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
年 月 日	円	円			
合 計			円		

※1 本制度で借り換える既往借入金の内容をご記入ください。借入金が極度取引による場合には、「当初借入額」には極度額、「現在残高」には、実際の借入残高をご記入ください。

なお、事業承継後の借入金及び保証人（個人に限る。）を提供していない借入金は対象外となります。

※2 信用保証協会付借入金の場合は、保証番号をご記入ください。

この度、依頼人から経営者を含めた保証人の解除要請を受けた上記【既往借入金の内容】に係る融資
(借換金融機関名)
金について、当金融機関では、保証人の解除が困難なことから、依頼人に対する
からの融資金により、同金融機関からの送金と同日付で完済処理をいたします。

なお、上記の融資金は、事業資金として貸し付けたものであり、返済条件を緩和していません。

また、依頼人を債務者とする不動産担保の設定状況は次のとおりです。

設定額	千円	抵当権・根抵当権	設定額	千円	抵当権・根抵当権
	千円	抵当権・根抵当権		千円	抵当権・根抵当権

【送金先】

銀行 本店
送金指定口座 信用金庫 支店 別段 預金口座番号
信用組合

口座名義人（送金先金融機関名）

年 月 日

金融機関本・支店名

代表者名

印

熊本県経営改善資金（伴走支援型）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに、事業再構築等の事業好転及び災害の影響を受けた事業の再建の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図る。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
- (2) セーフティネット第5号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
- (3) 次の①から⑦のいずれかに該当する者
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ③ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ④ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ⑤ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
- (4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。

（資金使途）

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、1億円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、10年以内（据置期間5年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。
但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能とする。

(融資利率)

第8 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.40%以内
5年以内	年1.55%以内
7年以内	年1.70%以内
7年超	年1.90%以内

(保証料率)

第9 保証料率は、(1)または(2)とする。

(1)通常料率

- 第2(1)、(2)及び(4)に該当する者は、保証料率は年0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助する。
- 第2(3)に該当する者のうち、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率、また、責任共有制度の対象でない場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表1、表2の各区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

【表1】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助率	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

【表2】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
国補助率	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

(2)経営者保証免除対応適用の場合

- 第2(1)、(2)及び(4)に該当する者は、保証料率は年1.05%（前記(1)から0.2%上乘せ）とし、0.85%に相当する額を国が補助する。
- 第2(3)に該当する者のうち、責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し次の表1に定める料率、また、責任共有制度の対象でない場合は、借入金額に対し次の表2に定める料率をそれぞれ適用することとし、表3、表4の各区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助する。ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、表1、表2の各⑤区分の料率及び補助率を適用する。

【表3】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
国補助率	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

【表4】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
国補助率	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50
事業者負担率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

なお、本資金における経営者保証免除対応とは、次の①及び②のいずれも満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除するものである。

- 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。

② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

また、(1)及び(2)における条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外である。

（担保）

第10 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第11 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

（申込先）

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

（必要書類）

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、市町村長の発行するセーフティネット認定書、経営行動に係る計画書、売上高減少要件確認書（第2(3)①に該当する者に限る）及び売上高総利益率減少要件確認書（第2(3)②から④に該当する者に限る）、売上高営業利益率減少要件確認書（第2(3)⑤から⑦に該当する者に限る）又は罹災証明書（令和六年能登半島地震による災害に係るものに限る。）とする。

（経営行動計画書）

第14 融資申込の際に提出される経営行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定。
- (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果。
- (4) 上記取組み等を踏まえた収支計画及び返済計画。

（金融機関の責務及び報告）

第15 本資金について、次の(1)～(3)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 中小企業者に対し、当初作成した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度ごとに、熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に提出するものとする。

（取扱期間）

第16 本資金の取扱期間は、対応する国の伴走支援型特別保証の取扱期間内に保証申込受付した分までとする。

（借換えの特例）

第17 次の保証に係る既往借入金を、第2(1)の要件で借り換えることができるものとする。ただし、

次の保証に係る既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。

- ・ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第12条に規定する経営安定関連保証（セーフティネット第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月10日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県経営改善資金（事業再生型）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって中小企業の活力の再生を図る。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第53条第1項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第4号までに規定される以下の(1)～(12)のいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行と進捗の報告を行う者とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 認定支援機関（法第134条第2項に規定する認定支援機関及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (12) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

（資金使途）

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、8,000万円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、15年以内（据置5年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。
但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能とする。

(融資利率)

第8 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.40%以内
5年以内	年1.55%以内
7年以内	年1.70%以内
7年超	年1.90%以内

(保証料率)

第9 保証料率は、以下のとおりとする。

- ・ 責任共有制度の対象の場合、保証料率は年0.8%とし、責任共有制度の対象除外の場合、保証料率は年1.0%とする。ただし、本資金における経営者保証免除対応※を適用する場合は0.2%を上乗せする。

※本資金における経営者保証免除対応とは、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除するものである。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて 資産超過であること。
 - ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- ・ 責任共有制度の対象の場合は0.6%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.8%に相当する額を国が補助する。免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。
 - ・ 但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外である。

(担保)

第10 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第11 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、事業再生の計画書（写）とする。

(事業再生の計画)

第14 事業再生の計画は以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(金融機関の責務及び報告)

第15 本資金について、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。
- (2) 事業再生の計画が第2に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- (3) 原則として、3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、熊本県信用保証協会に対し、

中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

- (4) 中小企業者の実行状況を踏まえ、(事業再生の計画が機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、) 必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(取扱期間)

第16 本資金の取扱期間は、対応する国の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)の取扱期間内に保証申込受付した分までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年1月31日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

くまもとゼロカーボン資金実施要領

(目的)

第1 熊本県中小企業融資制度要項に定義する中小企業者が事業活動におけるCO2排出量削減を図るために必要な設備導入に係る資金繰り支援を行い、中小企業者のゼロカーボンに向けた取組みを促進することを目的とする。

(融資対象者)

第2 融資対象者は、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省エネルギー設備（新設については電気等の非化石燃料を使用する設備に限る。更新については更新前よりCO2排出量が10%以上減少する設備に限る。）、省エネルギーに資する建築物、再生可能エネルギー設備、蓄電池、次世代自動車又は充電設備等（主たる目的が売電である設備は除く）を導入又は更新しようとする者（別表）
- (2) 中小企業庁の「事業再構築補助金（グリーン成長枠）」の交付決定を受けた者

(資金使途)

第3 資金使途は、設備資金とする。

なお、中古品については、化石燃料を使用する車両を次世代自動車に買い替える場合に限る。

(融資限度額及び融資期間)

第4 融資限度額は、8,000万円以内とし、融資期間は、10年以内（据置期間1年以内）とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、証書貸付又は手形貸付とする。

(返済方法)

第6 返済方法は、原則として均等分割返済とする。なお、手形貸付は一括返済も可能とする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、融資期間により以下のとおりとする。

7年以内 1.50%以内

7年超 1.90%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

(保証料率)

第8 保証料率は、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定することとし、各区分欄に掲げる率に相当する額を県が補助する（年率・単位％）。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
県補助率	1.20	1.05	0.85	0.65	0.45	0.30	0.10	0.00	0.00
事業者負担率	0.50							0.40	0.25

「再エネ100宣言RE Action」に参加している場合									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
県補助率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
事業者負担率	0.20								

※会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は、0.1%を割引いた保証料率を適用する。

(担保)

第9 担保は必要に応じて徴求する。

(保証人)

第10 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要とする。

(申込先)

第11 本資金の申込先は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第12 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる提出書類の他、設備導入計画書(様式1)とする。

なお、融資対象者(2)の場合は、交付決定通知書の写し及び採択された事業計画書の写しを併せて提出するものとする。

第12-2 融資実行後、設備導入が完了した場合は、設備導入報告書(様式2)を提出するものとする。

別表(新設用)

	設備区分	対象設備例
省エネルギー設備 (電気又は化石燃料を使用する設備に限る)	1 熱源設備・熱搬送設備	ヒートポンプシステム、廃熱利用設備など
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、貯湯槽など
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、全熱交換器、外気冷房システムなど
	4 厨房設備	調理設備、保存・保管設備、配膳設備など
	5 冷凍冷蔵設備・乾燥設備	業務用乾燥機など
	6 生産設備	圧縮機、製造加工設備、加熱・冷却・乾燥設備など
	7 発電設備(再生可能エネルギー設備以外のもの)	非常用発電設備(非常時に使用する燃料は、化石燃料でも可とする)
	※1~7に付帯する受変電設備・エネルギー管理システムも対象	
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備	高断熱ガラス、建物の断熱強化、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備	太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
蓄電池	リチウムイオン蓄電池など	
次世代自動車又は充電設備等	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車充電設備、燃料電池自動車水素供給設備など	

別表(更新用)

	設備区分	対象設備例
省エネルギー設備 (更新前よりCO2排出量が10%以上減少する設備に限る)	1 熱源設備・熱搬送設備	ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率ボイラーなど
	2 給湯設備・給排水設備	エコキュート、高効率給湯器、貯湯槽など
	3 空調設備・換気設備	高効率空調機、全熱交換器、外気冷房システムなど
	4 照明設備	Hf型蛍光灯、LEDなど
	5 厨房設備	調理設備、保存・保管設備、配膳設備など
	6 冷凍冷蔵設備・乾燥設備	省エネ型冷蔵冷凍設備、業務用乾燥機など
	7 昇降機設備	インバータ制御システム、エスカレーターへの人感システム導入など
	8 生産設備	圧縮機、製造加工設備、加熱・冷却・乾燥設備など
	9 発電設備(再生可能エネルギー設備以外のもの) (常用から非常用への更新を含む)	発電設備、コージェネレーション設備、燃料電池設備など
	※1~9に付帯する受変電設備・エネルギー管理システムも対象	
省エネルギーに資する建築物	建築物の省エネ対策設備	高断熱ガラス、建物の断熱強化、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
再生可能エネルギー設備	再生可能エネルギーを活用する設備	太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など
蓄電池	リチウムイオン蓄電池など	
次世代自動車又は充電設備等	ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、電気自動車充電設備、燃料電池自動車水素供給設備など	

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

設備導入計画書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県くまもとゼロカーボン資金において、下記のとおり設備導入に係る計画書を提出します。

No	新規更新	設備の種類	設備、機器、工事等の内容 (製品名、型番、数量など)	節電・省エネルギー の効果想定

※節電・省エネ効果の根拠が分かる書類（仕様書、カタログ等）を添付してください。

※設備更新で、化石燃料使用機器を導入する場合、電気等の非化石燃料を使用する設備との比較ができる資料（更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料）も添付してください。

年 月 日

設備導入報告書

住所
商号又は名称
氏名又は代表者名

熊本県くまもとゼロカーボン資金において、下記のとおり設備を導入しましたので報告します。

導入設備

No	製品名	設置場所	設置完了日

※製品それぞれの領収書、設置完了報告書等を添付してください。

※設置状況が分かる写真、地図等を添付してください。

《 参 考 》

中小企業信用保険法における中小企業者等の定義

(1) 法人・個人事業主

次の資本金又は出資の総額、常時使用する従業員数のいずれかに該当していることが必要です。

業 種	資本金又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
小売業（飲食業を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業等（小売業、サービス業、卸売業以外の業種）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業、工業用 ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
医業	—	法人：300人以下 個人：100人以下

(2) 組合

要件が複数ある場合は、いずれかの要件に該当する必要があります。

組 合 名	要 件
中小企業等協同組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 水産業協同組合 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 消費生活協同組合 消費生活協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業（保証対象業種に属する事業）を行うもの ・ 構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
協業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業を行うもの
商工組合 商工組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業を行うもの ・ 構成員が特定事業を行う者であるもの
商店街振興組合 商店街振興組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業を行うもの ・ 構成員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの

組 合 名	要 件
生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人または常時50人（卸売業・サービス業100人）以下の従業員を使用するもので、特定事業を行うものまたは構成員が特定事業を行う者であるもの
酒造組合 酒造組合連合会 酒造組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人 ・常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
酒販組合 酒販組合連合会 酒販組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（卸売業1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人 ・常時50人（卸売業100人）以下の従業員を使用する者であるもの
内航海運組合 内航海運組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接の構成員たる内航海運事業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人 ・常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

(3) 小規模企業者

従業員数20人（卸売業・小売業・飲食業・サービス業の場合は5人）以下の中小企業者及び協同組合等を指します。

(4) 特定非営利法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利法人で、以下の要件に該当する法人を指します。

業 種	常時使用する 従業員数 (中小企業者)	常時使用する 従業員数 (小規模企業者)
製造業等	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下

※常時使用する従業員について

1 従業員の範囲

- (1) 当該法人の役員は含まれません。
- (2) 家族従業員は、有給であっても事業主と生計を一にしている3親等以内の親族については含まれません。
- (3) アルバイト等臨時に雇用されている従業員は含まれません。ただし、雇用形態が臨時であっても、当該事業の経営上不可欠な人員として経常的に雇用しており、実質常勤的な場合は、常時使用する従業員に含まれます。

2 従業員の確認書類が必要なもの

中小企業者としての資本金（出資の総額）を超えている会社で、かつ、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合は、確認書類（原則として「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」などの社会保険庁等公的機関による証明書）が必要となります。

保証協会の保証対象とならない業種

県の制度融資をご利用いただくには、保証協会の保証対象業種を営んでいることが要件となります。基本的に商工業者が対象となりますが、以下の表で掲げる業種は、保証の対象となりません。

政 令 業 種	業 種 分 類
農林漁業	農業 耕種農業、畜産農業、養蚕農業、農業サービス業 林業 育林業、特用林産物生産業、林業サービス業、その他の林業 漁業 一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業 水産養殖業 海面養殖業、内水面養殖業 (注) ただし、農林漁業及び関連事業でも保証対象業種として取り扱うものもあります。
飲食店	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の風俗営業を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。
旅館業	モーテル、ラブホテル
浴場業	特殊浴場業のうち風俗関連営業（ソープランド）
サービス業	風俗営業の娯楽業（個室マッサージ、ストリップ劇場、のぞき部屋など。）、置屋、集金業・取立業（ただし、公共料金又はこれに準ずるものは保証対象となります。）、私立探偵者
金融・保険業	金融業、証券業、ゴルフ会員券販売業 ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は保険対象となります。
非営利事業	学校（国公立、学校法人、私立学校法の法人）、清掃事務所、宗教、検疫所、政治・経済・文化団体、公務
その他信用補完制度において積極的に支援育成するには相応しない業種	

許認可の名義が相違する場合の取扱い

(1) 個人企業で借入人と許認可名義人が異なる場合

借入名義人で許認可を取直す必要があります。ただし、次の場合は、例外的に借入人と許認可名義人が相違しても差し支えありません。

要件	業種
許認可名義人が借入人と親子、夫婦、兄弟等3親等内の親族である場合	環境衛生関係事業（食料品製造業・販売業、飲食店、興行場、旅館業、浴場業）、酒類製造・販売業
許認可名義人が借入人と親子、夫婦、兄弟等3親等内の親族であり、かつ許認可名義人が連帯保証人となる場合	上記以外の事業

(2) 法人成り企業で許認可名義人が法人成り前の経営者個人名義のままである場合

借入名義人で許認可を取直す必要があります。ただし、環境衛生関係事業（食料品製造業・販売業、飲食店、興行場、旅館業、浴場業）、酒類製造業・販売業の場合は、例外的に許認可名義人が法人成り前の経営者又は同経営者と親子、夫婦、3親等内の親族個人名義のままであっても差し支えありません。

(3) 第三者名義の許認可で差し支えない場合

デパート等で施設の賃貸を受けて営業する飲食店で、既に当該デパート等で許可を受けている場合は、同デパート名義の許可の確認で差し支えありません。

保証協会の保証を受けることができない方

次のいずれかに該当する方は、保証協会の保証を受けることができません。

不適格な事項	留意点
<p>求償権の主債務者ならびに他県協会の求償権主債務者</p>	<p>法人が主債務者の場合は、当該法人の代表者、または実質経営者（注）を含みます。なお、求償権消滅保証の対象となる方は除きます。</p> <p>主債務者（法人代表者含む）の求償権完済後の保証取扱い 原則として同一事業を1年以上継続して営んでおり、次のような状況が認められる場合は、総合的に判断して保証取扱いができるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主債務者によって継続して弁済が行われ、誠意が認められたもの。 ②倒産時における他の債務の整理が完了していること。 ③業績回復状況が確認でき、返済見通しがあること。 ④求償権債務の返済原資が妥当と認められること。
<p>求償権の連帯保証人ならびに他県協会の求償権連帯保証人</p>	<p>当該連帯保証人が代表者、または実質経営者である法人を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協会との間で債務承認ならびに弁済誓約書を締結し、一定期間内に完済の見込みがあるもの。 ②保証債務について、既に相当額の弁済実績があり、今後も同程度の弁済が見込まれ、一定期間内に完済の見込みがあるもの。 ③求償権残額が物的担保によって保全されており、かつ一定期間内に処分・換金されて完済の見込みがあるもの。 ④主債務者、その他の連帯保証人の弁済状況などから勘案し、総合的に求償権の回収に懸念がないもの。
<p>求償権の関係者</p>	<p>求償権の主債務者と次の関係がある方。法人が主債務者の場合は、当該法人の代表者又は実質経営者を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業後継者 ②同一生計者 ただし、求償権主債務者と親子・兄弟・姉妹または夫婦関係にあっても、求償権先の事業と親族の事業について客観的に関連が認められない場合は、保証取扱いができるものとします。 ③相続人 ただし、求償権先となった企業に対する経営責任が相続人にはないと判断され（客観的に関連性が認められないこと）、さらに求償権の弁済に対する協力姿勢が認められる、あるいは完済見込みがある等の場合は、保証取扱いができるものとします。 ④物上保証人 ただし、当該担保物件の処分等が行われても、物上保証人の事業に影響を及ぼすおそれがない場合は保証取扱いができるものとします。 ⑤求償権担保物件の第三取得者 ただし、当該担保物件に係る求償権債務を弁済するか、担保物件処分による弁済を行った場合は、保証取扱いができるものとします。
<p>銀行取引停止中の方</p>	<p>次に該当する方を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第1回不渡り後6か月を経過していない方 ②銀行取引停止法人の代表者ならびに実質経営者、およびその方々が経営をしている別法人

不適格な事項	留意点
破産、民事再生、会社整理、会社更生等の法的整理手続中の方、または私的整理手続中の方	事業再生保証および事業再生円滑化関連保証の対象となる方は除きます。
休眠会社、休眠組合	
協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がある方	協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
<p>反社会的勢力等</p> <p>反社会的勢力等とは、暴力と威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する企業、集団、個人であり、反社会的勢力等対象者の属性要件および行為要件は右の基準によるものとする。</p>	<p>(1) 属性要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暴力団員 ②暴力団準構成員 ③暴力団関係企業 ④総会屋等 ⑤社会運動等標榜ゴロ ⑥特殊知能暴力集団 ⑦暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ⑧上記①から⑦に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者 ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者 ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者 ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者 ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 <p>(2) 行為要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協会との取引（保証、返済等）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。 ②風説を流布し、偽計（業種、業歴等を偽った場合、架空名義を用いた場合等）又は威力を用い、協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき。 ③保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が、前①、②のいずれかの行為を行ったとき。
その他保証を利用できないと認められる方	<p>次に該当する方。法人の場合は、代表者または実質経営者を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所有財産に差押、仮差押を受けている ②多額な高利借入がある ③税金・社会保険料を滞納している ④粉飾決算、融手操作を行っている ⑤資金の不正利用が明白である ⑥暴力的不法行為者等が介在している ⑦金融斡旋屋等の第三者が介在している

(注) 実質経営者とは、当該法人の役員、株主などの形式的な関係にとらわれることなく、実質的に経営を支配している方をいいます。

事業計画実行状況等報告書

年 月 日

(中小企業者)

住所

名称

代表者

1 報告期間（事業年度） 年 月 日 ～ 年 月 日

2 収支計画の達成状況と翌期の計画 (単位：千円)

支出				収入			
勘定科目	計画	実績	翌期計画	勘定科目	計画	実績	翌期計画
仕入高				売上高			
外注工賃				工賃収入			
人件費				雑収入			
その他費用							
利益							
計				計			

3 実行計画の達成状況（初年度は記入不要）

具体的目標	行動計画	達成状況

4 解決すべき課題

--

5 翌事業年度の実行計画

具体的目標	行動計画	目標指標

【参考様式】

〔創業者支援資金用〕

事業計画実行状況等報告書

年 月 日

(金融機関)

御中

商工団体名

(保証協会)

熊本県信用保証協会 御中

代表者名

(担当者名)

住所 法人名 代表者名 または氏名	
----------------------------	--

報告期間(事業年度)	年 月 日 ~ 年 月 日(計画 期日)
------------	----------------------

1 収支計画の達成状況と翌期の計画

(単位：千円)

支出				収入			
勘定科目	計画	実績	翌期計画	勘定科目	計画	実績	翌期計画
仕入高				売上高			
外注工賃				工賃収入			
人件費				雑収入			
その他費用							
利益							
計				計			

2 実行計画の達成状況(初年度は記入不要)

具体的目標	行動計画	達成状況	商工団体の対応

3 商工団体の支援内容

--

4 課題

--

5 翌事業年度の実行計画

具体的目標	行動計画	目標指標

6 翌事業年度の商工団体の取組み

--

事業計画実行状況等報告書

年 月 日

(中小企業者)
住所

名称

代表者

1 報告期間（事業年度） 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実行計画の達成状況

※事業計画の「6 実行計画」の具体的目標と行動計画の欄をコピーして貼り付けてください。

※1期目、2期目報告時、行動計画を変更した場合は前（々）回提出の実行状況等報告書の「4 変更後の実行計画」の欄をコピーして貼り付けてください。

具体的目標	行動計画	達成状況
目標①	計画1期目 計画2期目 計画3期目	
目標②	計画1期目 計画2期目 計画3期目	
目標③	計画1期目 計画2期目 計画3期目	

3 目標達成が困難な場合の対処策について

--

※ 行動計画を変更する場合は変更後の実行計画を提出してください。

4 変更後の実行計画（変更がない場合は提出不要）

具体的目標	行動計画	目標指標
目標①	計画1期目	
	計画2期目	
	計画3期目	
目標②	計画1期目	
	計画2期目	
	計画3期目	
目標③	計画1期目	
	計画2期目	
	計画3期目	

【参考様式】

〔事業承継者おうえん資金用〕

事業計画実行状況等報告書

年 月 日

(商工団体名・金融機関名)

(金融機関)

御中

代表者名

(保証協会)

熊本県信用保証協会 御中

(担当者名

)

住所 法人名 代表者名 または氏名	
----------------------------	--

報告期間(事業年度)	年 月 日～ 年 月 日(計画 期目)
------------	---------------------

1. 報告期間(事業年度)における中小企業者の状況

具体的目標	行動計画	達成状況	商工団体等の対応
目標①			
目標②			
目標③			

2. 翌事業年度における重点課題・取組事項等

--

経営支援プログラム

事業者名	代表者
------	-----

支援区分	重点支援事項	経営革新	
		知的資産経営	
		創業・再チャレンジ	
		事業承継・第二創業	
	具体的な事項	経営力向上	

作成団体				
担当経営指導員名				
特定支援説明日	令和	年	月 日	検印
事業計画書作成日	令和	年	月 日	検印
支援PG合意日	令和	年	月 日	検印

経営支援の事前調査

経営支援プログラム作成の前提条件

・・・専門家の活用を積極的に行い、経営支援の期間は1年以上継続することを基本とすること。

【企業概要】

企業名	代表者名
資本金 万円	従業員数 名
設立年月(創業)	年 月

【取り組みの動機・背景】

【取り組み骨子の作成】 経営指導員は、事業者等への聴き取りを通じて、共に課題解決に向けた取り組みの骨子を作成する。

取り組み骨子

(1) 経営理念等(経営理念、ビジョン、経営方針など)

(2) 経営目標(目標とする指標ごとに記入)

	売上高	営業利益	営業利益率	付加価値額(※注)	資金調達
現 状	千円	千円	%	千円	
時 期	年後	年後	年後	年後	年後
目 標 値	千円	千円	%	千円	千円

(※注) 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(3) 経営環境分析

	外 部 環 境		内 部 環 境	
	機 会	脅 威	強 み	弱 み
法 律				
経 済・社 会				
業 界 動 向 他				
そ の 他				

※新たに取り組みを進めるにあたり、自らの事業に影響があると考えられる事柄を記載。

※新たに取り組みを進めるにあたり、活用できる経営資源の有無について記載。

(4) 解決すべき課題の抽出

(5) 取り組みべき事業

- 1.
- 2.
- 3.

支 援 計 画

1. 取り組みに当たり必要となる支援等の検討

経営目標の達成に必要な課題について、自己解決可能か外部からの支援を必要とするか検討する。

＜支援策の例示＞

- | | | | |
|------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------|
| (1) 経営革新計画についての検討 | (2) 地域資源活用プログラムについての検討 | (3) 創業・事業再生・再チャレンジについての検討 | (4) 知的資産経営についての検討 |
| (5) 資金調達並びに償還計画についての検討 | (6) 商品・サービスの開発、商品政策についての検討 | (7) 設備投資についての検討 | (8) 知的財産権の管理についての検討 |
| (9) 販売経路の確保・開拓についての検討 | (10) 取引条件についての検討 | (11) 人事・労務管理についての検討 | (12) 事業承継についての検討 |

※ 例示以外の場合は、具体的な支援策を[]内に記入。

具体的支援策(その1)

[]についての検討

自己解決 可 不可

[自己解決が不可能な事項・理由等]

外部からの支援 要 不要

支援方法

開始時期 令和 年 月 実施回数 回

[支援が必要な事項・理由等]

具体的支援策(その2)

[]についての検討

自己解決 可 不可

[自己解決が不可能な事項・理由等]

外部からの支援 要 不要

支援方法

開始時期 令和 年 月 実施回数 回

[支援が必要な事項・理由等]

具体的支援策(その3)

[]についての検討

自己解決 可 不可

[自己解決が不可能な事項・理由等]

外部からの支援 要 不要

支援方法

開始時期 令和 年 月 実施回数 回

[支援が必要な事項・理由等]

※次の「2. 資金計画」と「3. 収支計画」について、特に支援の必要がない場合は記載省略。

2. 資金計画(必要な資金と調達方法)

(単位:千円)

必要な資金		金額	備考	調達方法	金額	備考
設備資金	店舗、機械、備品など (内訳)			自己資金		
				親類、知人等からの借入 (内訳・返済方法)		
運転資金	商品仕入、経費など (内訳)			金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)		
合計		0 千円		合計		0 千円

3. 収支計画(新規事業・既存事業併記)

(単位:千円)

		2年前 (H30年3月期)	1年前 (H31年3月期)	直近期末 (R1年3月期)	1年後 (R2年3月期)	2年後 (R3年3月期)	3年後 (R4年3月期)
①売上高	新規事業売上						
	既存事業売上						
	計	0	0	0	0	0	0
②売上原価	新規事業売上原価						
	既存事業売上原価						
	計	0	0	0	0	0	0
③ 売上総利益 (①-②)		0	0	0	0	0	0
④販売管理費	新規事業販売管理費						
	既存事業販売管理費						
	計	0	0	0	0	0	0
⑤ 営業利益		0	0	0	0	0	0
⑥ 営業外収益							
⑦ 営業外費用							
⑧ 経常利益 (⑤+⑥-⑦)		0	0	0	0	0	0

経営支援の結果<モニタリング>

支援期間及び、支援終了後の比較可能な時点において、進捗状況や目標との比較を行い、課題等があれば、これを指摘し、適切な助言を行う。

1. 支援期間内における評価と課題

(1) 支援策の実施状況

支援計画通りに支援策を実行できているかチェック。大幅な変更等必要であればその理由、変更点を記入。

[変更の必要性]

[変更点]

(2) 事業者の状況

経営目標に向かって進んでいるかチェック。新たな課題等があればその背景、改善策を記入。

[変更の必要性]

[変更点]

<必要に応じ経営目標に対する確認時点の数値等を記入。>

(確認日: 年 月 日)

経営目標	作成時数値	確認時数値	目標値	進捗率(確認時数値/目標値)

2. 支援終了から比較可能な期間経過後の状況

(1) 取り組みの成果

経営支援の事前調書「2. 取り組み骨子の作成」の中の「(2) 経営目標」に記載された事項の変化を数値等で表わし、比較の欄でコメントする。

経営目標	支援着手前	支援完了後	比較

(2) 成果に対する評価、今後の対応(支援)等

計画売上高と実績の比較、財務状況、事業規模に対する人的体制の適否等、現況把握を行い、必要に応じて助言等を行う。

--

■ 計画承認又は法認定の有無

経営革新	年 月 日承認

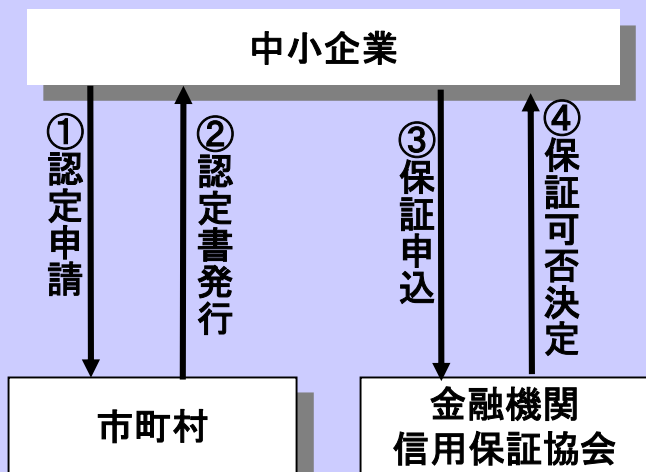
令和 年 月 日

担当経営指導員名

確認者

セーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第5項)の概要

認定・申込みのスキーム



※セーフティネット保証

中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号

保証限度額

通常

普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

+

別枠

普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円

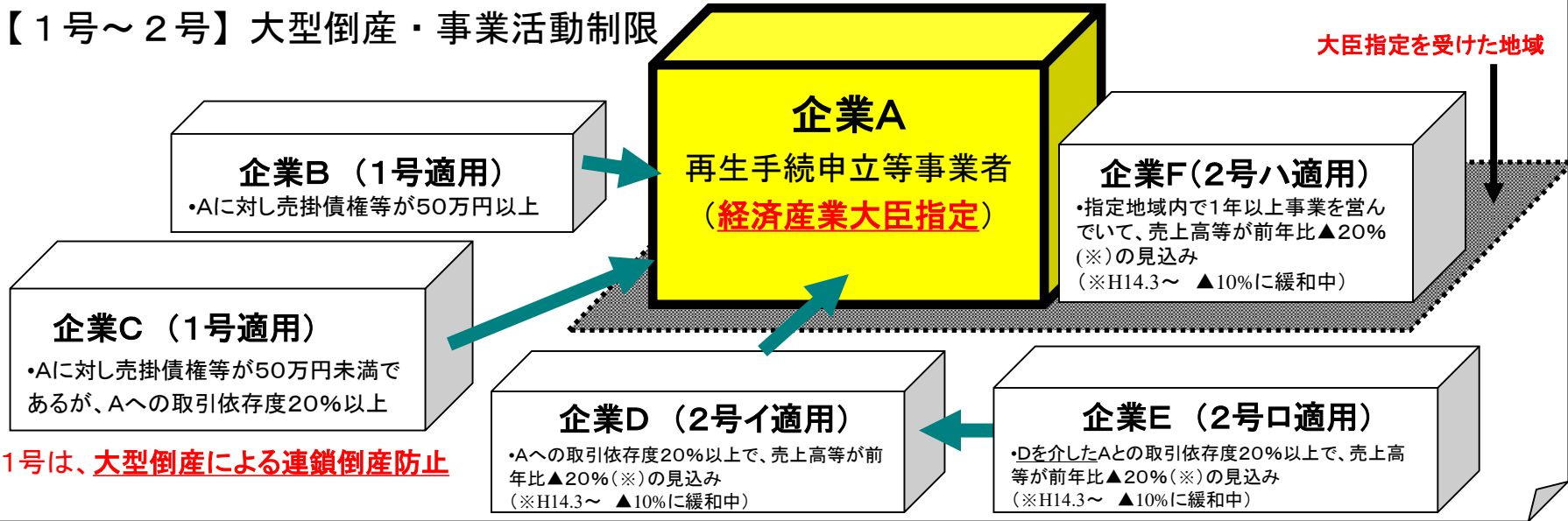
保証料率

通常(責任共有対象:区分④の場合)
1.35%

SN保証 0.72%又は0.85%

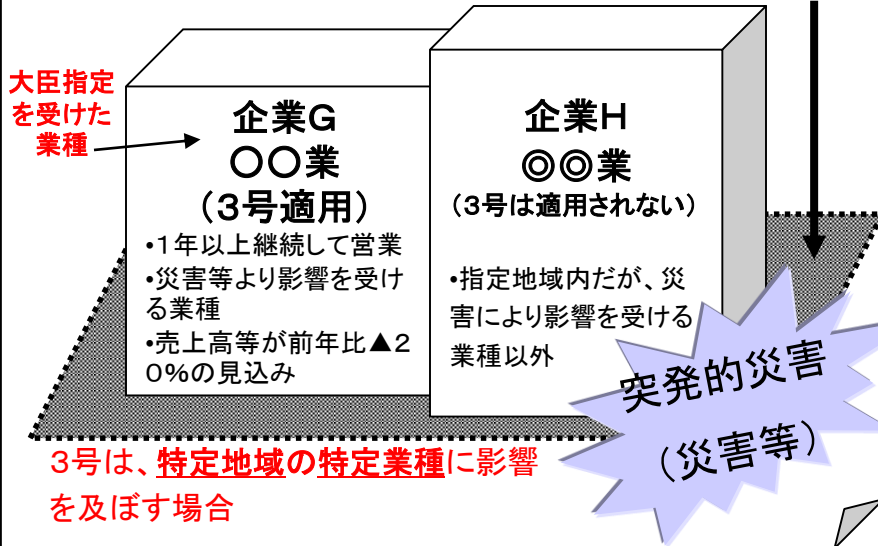
中小企業信用保険法第2条5項について

【1号～2号】大型倒産・事業活動制限



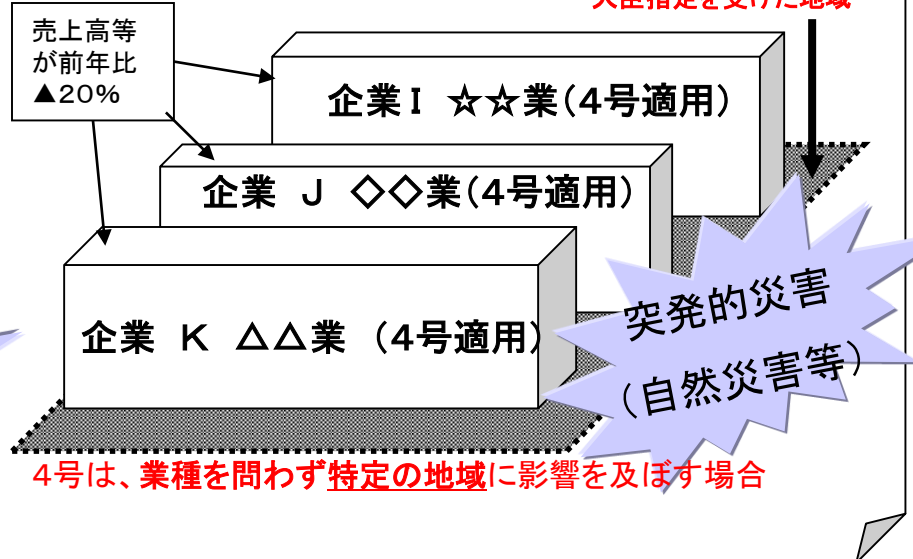
【3号】突発的災害等 (地域・業種)

大臣指定を受けた地域



【4号】突発的災害 (地域)

大臣指定を受けた地域



【5号】 需要減少・原材料（原油）価格上昇等（責任共有対象）

不況業種（経済産業大臣指定）

企業L◆◆業

（5号（イ）適用）

業況悪化指定業種で、売上高等が前年同期比10%以上減少

（※平成23年4月1日から当分の間、前年同期比5%以上減少）

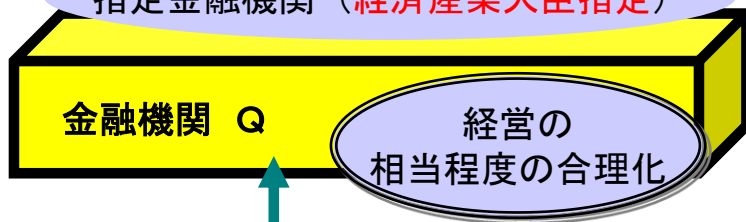
企業M◆◆業

（5号（ロ）適用）

業況悪化指定業種で、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているが、製品等価格に転嫁できていない

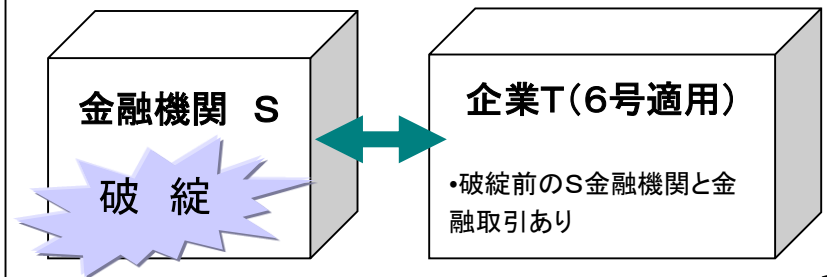
【7号】 金融機関合理化（責任共有対象）

指定金融機関（経済産業大臣指定）



- Q金融機関からの借入金残高が総借入金残高の10%以上
- 借入金残高が前年同期比10%以上減少
- 直近の総借入金残高が前年同期比より減少

【6号】 金融機関破綻



【8号】 整理回収機構又は産業再生機構への貸付債権譲渡（責任共有対象）

熊本県歳計現金余裕金貸付規則

(昭和 34 年 8 月 12 日規則第 14 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、県の歳計現金に余裕があるとき、これを安定性のある確実な資金として、商工業者、中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条各号に掲げる組合をいう。)、農業者、農業協同組合、漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、労働者、林業者、木材卸売業者、森林組合、森林組合連合会及び土地区画整理組合に貸し付けるため、県が貸付対象金融機関等に対して融資を行うに際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「貸付対象金融機関等」とは、株式会社商工組合中央金庫、銀行(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行をいう。)、信用金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫、九州労働金庫及び熊本県信用保証協会をいう。

(融資)

第 3 条 県は、歳計現金の運用状況を勘案し、予算の範囲内において、貸付対象金融機関等に対し融資を行うものとする。

(歳計現金余裕金融資申込)

第 4 条 この規則による融資を希望する貸付対象金融機関等は、別記様式第 1 による熊本県歳計現金余裕金融資申込書を知事に提出しなければならない。

(融資金額の決定)

第 5 条 前条の融資の申込があったときは、知事は、貸付対象金融機関等の運営状況等を考慮し、融資の可否及び融資の額を決定し、別記様式第 2 によりこれを通知するものとする。

(借用証書の提出等)

第 5 条の 2 前条の規定による通知を受けた貸付対象金融機関等は、第 4 条の融資を受けるときには、借用証書(別記様式第 3)を提出しなければならない。ただし、貸付対象金融機関等が当該融資に係る資金(以下「資金」という。)を預金として受け入れるとき

は、預金通帳又は預金証書の交付及び請書(別記様式第4)の提出をもって、借用証書(別記様式第3)の提出に代えることができる。

(違約金)

第6条 知事は、貸付対象金融機関等が元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払をしなかった場合には、その延滞が災害その他やむを得ない事情に基づいて生じたもので、知事の承認を得たものを除くほか、延滞した元金に対し、支払期日の翌日から支払当日まで、年10.75パーセントの割合により計算した違約金を徴するものとする。

(貸付対象金融機関等における資金の運用に関する条件)

第7条 貸付対象金融機関等が資金を運用する場合の条件は、別に定めるところによる。

(重複貸付等の禁止)

第8条 貸付対象金融機関等及び貸付対象金融機関等から資金の融資を受けた金融機関は、資金を同一の者に対して、重複して2件以上の融資又は貸付を行ってはならない。ただし、災害その他特別の理由により、知事が必要と認めたときは、この限りでない。

(両建、歩積等の禁止)

第9条 貸付対象金融機関等及び貸付対象金融機関等から資金の融資を受けた金融機関は、資金の貸付について、両建、歩積等の条件を附してはならない。

(報告)

第10条 貸付対象金融機関等及び貸付対象金融機関等から資金の融資を受けた金融機関は、毎月10日までに、前月末日までの資金の運用状況について、別に定める熊本県歳計現金余裕金融資産運用状況報告書を知事に提出しなければならない。

第11条 知事は、必要があると認めるときは、前条の報告に基づきその内容について、さらに詳細に報告を求めることができる。

(雑則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式第1(第4条関係)

熊本県歳計現金余裕金融資産申込書

年 月 日

熊本県知事 氏 名 様

所 在 地
貸付対象金融機関等の名称
代表者 氏 名

熊本県歳計現金余裕金融資産貸付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり融資されるよう申し込みます。

記

- 1 金 額
- 2 期 間
- 3 利 率

別記様式第2(第5条関係)

第 年 月 日

貸付対象金融機関等の名称
代表者 氏 名 様

熊本県知事 氏 名

熊本県歳計現金余裕金の融資決定について(通知)

年 月 日付け(番号)で申込みのありました標記の融資について、熊本県歳計現金余裕金貸付規則第5条の規定により、下記のとおり融資することに決定したので通知します。

なお、この融資を受けるに当たっては、借用証書の提出(融資に係る資金を預金として受け入れるときは、預金通帳又は預金証書の交付及び請書の提出)を行ってください。

記

1 金額 金 円

2 用途

3 利率

4 償還期限 年 月 日

5 利子等の支払

利子については、融資を受けた日の翌日から支払当日まで、年 パーセントの割合により算出した金額を支払うこと。

なお、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払をしなかった場合においては、その延滞が災害その他やむを得ない事情に基づいて生じたもので、県の承認を得たものを除くほか、延滞元金に対し、支払期日の翌日から支払当日まで、年10.75パーセントの割合により算定した金額を違約金として支払うこと。

6 資金の運用等

この資金の運用等については、「熊本県歳計現金余裕金貸付規則」等の定めるところによる。

別記様式第3 (第5条の2関係)

借 用 証 書

一金 円

上記金額を、下記の借用条件により熊本県歳計現金余裕金貸付金として借用しました。ついては、この借用条件及び熊本県歳計現金余裕金貸付規則等を遵守のうえ、元利金は、期日に相違なく支払います。

記

- 1 用 途
- 2 利 率
- 3 償還期限 年 月 日
- 4 利子等の支払

利子については、借受日の翌日から支払当日まで、年 %の割合により算出した金額を支払います。

なお、元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払いをなかつた場合においては、その延滞が災害その他やむを得ない事情に基づいて生じたもので、県の承認を得たものを除くほか、延滞元金に対し、支払期日の翌日から支払当日まで、年10.75%の割合により算定した金額を違約金として支払います。

年 月 日

貸付対象金融機関等の名称

代表者 氏 名

熊本県知事 氏 名 様

融資に関する最寄りの相談先（申込先）

相談先（申込先）	郵便番号	住 所	電話番号
熊本商工会議所	〒860-8547	熊本市中央区横紺屋町10	096-354-6688
八代商工会議所	〒866-0862	八代市松江城町6-6	0965-32-6191
人吉商工会議所	〒868-0037	人吉市南泉田町3-3	0966-22-3101
荒尾商工会議所	〒864-0054	荒尾市大正町1-4-5	0968-62-1211
水俣商工会議所	〒867-0042	水俣市大園町1-11-5	0966-63-2128
玉名商工会議所	〒865-0025	玉名市高瀬290-1	0968-72-3106
本渡商工会議所	〒863-0022	天草市栄町1-25	0969-23-2001
山鹿商工会議所	〒861-0501	山鹿市山鹿1 温泉プラザ山鹿3階	0968-43-4111
牛深商工会議所	〒863-1901	天草市牛深町215-1	0969-73-3141
熊本市託麻商工会	〒861-8038	熊本市東区長嶺東7-9-8	096-380-0014
熊本市北部商工会	〒861-5521	熊本市北区鹿子木町151-1	096-245-0127
熊本市河内商工会	〒861-5347	熊本市西区河内町船津2104-4	096-276-0342
熊本市飽田商工会	〒861-5262	熊本市南区浜口町124	096-227-0852
熊本市天明商工会	〒861-4125	熊本市南区奥古閑町1906-1	096-223-2022
熊本市富合商工会	〒861-4151	熊本市南区富合町清藤9-2	096-358-2521
熊本市城南商工会	〒861-4202	熊本市南区城南町宮地1080-1	0964-28-2317
熊本市植木町商工会	〒861-0132	熊本市北区植木町滴水441-7	096-272-0236
宇土市商工会	〒869-0433	宇土市新小路町139	0964-22-5555
宇城市商工会	〒869-0552	宇城市不知火町高良2477-1	0964-42-8111
（三角支所）	〒869-3207	宇城市三角町三角浦1160-86	0964-52-2530
（不知火支所）	〒869-0552	宇城市不知火町高良2477-1	0964-32-0843
（松橋支所）	〒869-0502	宇城市松橋町松橋562	0964-32-0812
（小川支所）	〒869-0624	宇城市小川町江頭112-1	0964-43-0452
（豊野支所）	〒869-4301	宇城市豊野町糸石3570-1	0964-45-2694
美里町商工会	〒861-4721	下益城郡美里町土喰153	0964-47-0336
（中央支所）	〒861-4402	下益城郡美里町堅志田44-1	0964-46-2314
玉名市商工会	〒869-0203	玉名市岱明町浜田105	0968-57-0323
（天水横島支所）	〒861-5402	玉名市天水町立花1591-4	（天水地区） 0968-82-2409
			（横島地区） 0968-82-3000
玉東町商工会	〒869-0305	玉名郡玉東町上木葉398-1	0968-85-2174
南関町商工会	〒861-0803	玉名郡南関町大字関町1500-1	0968-53-0120
長洲町商工会	〒869-0123	玉名郡長洲町大字長洲1904-1	0968-78-0410
和水町商工会	〒865-0135	玉名郡和水町瀬川3613-1	0968-86-2127
（三加和支所）	〒861-0903	玉名郡和水町和仁17	0968-34-2051
山鹿市商工会	〒861-0331	山鹿市鹿本町来民1234	0968-46-2141
（鹿北支所）	〒861-0601	山鹿市鹿北町四丁1787	0968-32-2068
菊池市商工会	〒861-1331	菊池市大字隈府780-1	0968-25-1131
（七城支所）	〒861-1351	菊池市七城町砂田1451-11	0968-25-1669
（泗水支所）	〒861-1205	菊池市泗水町福本947	0968-38-2708
（旭志支所）	〒869-1205	菊池市旭志川辺1884-1	0968-37-2094
合志市商工会	〒861-1104	合志市御代志1661-1ル一口合志101	096-242-0733
大津町商工会	〒869-1233	菊池郡大津町大字大津1232-2	096-293-3421
菊陽町商工会	〒869-1103	菊池郡菊陽町大字久保田2816	096-232-2757
阿蘇市商工会	〒869-2301	阿蘇市内牧字仲町216-2	0967-32-0200
（一の宮支所）	〒869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2020-1	0957-22-0789
（波野支所）	〒869-2804	阿蘇市波野滝水303-9	0967-24-2811
南小国町商工会	〒869-2401	阿蘇郡南小国町大字赤馬場1900-1	0967-42-0142

相談先（申込先）	郵便番号	住 所	電話番号
小国町商工会	〒869-2501	阿蘇郡小国町宮原1754-14	0967-46-3621
産山村商工会	〒869-2703	阿蘇郡産山村大字山鹿2230-1	0967-25-2811
高森町商工会	〒869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1614-3	0967-62-0274
南阿蘇村商工会	〒869-1503	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1488-1	0967-62-9435
（長陽・久木野支所）	〒869-1411	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574	0967-67-0095
西原村商工会	〒861-2402	阿蘇郡西原村大字小森3166-3	096-279-2295
御船町商工会	〒861-3207	上益城郡御船町大字御船923	096-282-0322
嘉島町商工会	〒861-3106	上益城郡嘉島町大字上島929	096-237-0734
益城町商工会	〒861-2241	上益城郡益城町宮園715-1	096-286-2551
甲佐町商工会	〒861-4607	上益城郡甲佐町豊内719-2	096-234-0272
山都町商工会	〒861-3513	上益城郡山都町下市33	0967-72-0186
（清和支所）	〒861-3811	上益城郡山都町大平352-1	0967-82-2017
（蘇陽支所）	〒861-3901	上益城郡山都町馬見原118-3	0967-83-0037
八代市商工会	〒869-4202	八代市鏡町内田460-3	0965-52-8111
（鏡支所）	〒869-4202	八代市鏡町内田460-3	0965-52-0600
（泉支所）	〒869-4401	八代市泉町柿迫3188-2	0965-67-2130
（東陽支所）	〒869-4301	八代市東陽町南1058-1	0965-65-2820
（千丁支所）	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1458	0965-46-1374
（坂本支所）	〒869-6115	八代市坂本町荒瀬1432	0965-45-3381
氷川町商工会	〒869-4608	八代郡氷川町宮原栄久100番地2	0965-62-2021
芦北町商工会	〒869-5461	葦北郡芦北町大字芦北2060-7	0966-82-2548
（田浦支所）	〒869-5303	葦北郡芦北町小田浦1362	0966-87-0157
津奈木町商工会	〒869-5603	葦北郡津奈木町大字岩城2113-2	0966-78-3580
錦町商工会	〒868-0302	球磨郡錦町大字一武1587-1	0966-38-0009
あさぎり町商工会	〒868-0408	球磨郡あさぎり町免田東1736-1	0966-45-0969
多良木町商工会	〒868-0501	球磨郡多良木町大字多良木1610-1	0966-42-2525
湯前町商工会	〒868-0606	球磨郡湯前町1826-1	0966-43-3333
水上村商工会	〒868-0701	球磨郡水上村岩野158-2	0966-44-0073
相良村商工会	〒868-0094	球磨郡相良村大字深水2107-2	0966-35-0504
五木村商工会	〒868-0201	球磨郡五木村甲2672-39	0966-37-2321
山江村商工会	〒868-0092	球磨郡山江村大字山田甲1325-1	0966-24-9326
球磨村商工会	〒869-6401	球磨郡球磨村大字一勝地甲77-3	0966-32-1000
上天草市商工会	〒861-6102	上天草市松島町合津4276-825	0969-56-0244
（大矢野支所）	〒869-3602	上天草市大矢野町上1559-4	0964-56-0244
（松島支所）	〒861-6102	上天草市松島町合津4276-825	0969-56-0244
（姫戸支所）	〒866-0101	上天草市姫戸町姫浦909	0969-58-2166
（龍ヶ岳支所）	〒866-0202	上天草市龍ヶ岳町高戸2942-2	0969-62-1151
天草市商工会	〒863-0003	天草市本渡町本渡2547-2	0969-23-2020
（有明支所）	〒861-7201	天草市有明町赤崎2010-5	0969-53-0056
（御所浦支所）	〒866-0313	天草市御所浦町御所浦3510-11	0969-67-3059
（倉岳・栖本支所）	〒861-6403	天草市倉岳町宮田2762-7	0969-64-3364
（新和支所）	〒863-0101	天草市新和町小宮地4566-2	0969-46-2096
（五和支所）	〒863-2421	天草市五和町二江3150-7	0969-33-0276
（天草支所）	〒863-2805	天草市天草町高浜北897-1	0969-42-0154
（河浦支所）	〒863-1202	天草市河浦町河浦4990	0969-76-0132
苓北町商工会	〒863-2502	天草郡苓北町上津深江4535-2	0969-37-1244
熊本県中小企業団体中央会	〒860-0801	熊本市中央区安政町3番13号	096-325-3255